＜一般委託＞

令和元年度　市内環状線街路改良事業　用地調査等業務委託（その2）仕様書

令和元年度　市内環状線街路改良事業　用地調査等業務委託（その2）に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目　　的	横須賀市土木部が施行する市内環状線街路改良事業に伴い、移転が必要な建物等の補償額の算定を行うもの。
2	履行期間	契約日から令和元年8月30日
3	施行場所	横須賀市東逸見町一丁目地内
4	業務内容	用地調査等業務委託内容内訳書のとおり
5	特記事項	（1）この業務の実施に当たっては、本仕様書によるもののほか、「用地調査等共通仕様書」「個人情報の取り扱いに関する特記事項」によるものとする。 （2）物件の調査日等は、財産管理課と別途協議する。（契約締結後できるだけ早い時期とする。）
6	関係法規	横須賀市個人情報保護条例
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年9月21日付建設省告示第1341号）第2条第1項の別表及び「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」（平成28年2月1日付国土用第49号）の記1の別紙に定める業務のうち、物件部門の登録を受けていること。
8	契約方法	総価による業務委託契約（一般委託）
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市財政部財産管理課　用地係　長塚 TEL：046-822-8398　FAX：046-822-7795

＜指示又は希望事項＞	
グリーン物品購入及び環境配慮関係	・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。（上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照） ・本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。

用地調査等業務委託内容内訳書

図面番号	権利者	種別（区分）	名称（細区分）	用途区分・規模	単位	数量	構造	用途	面積（㎡）
		打合せ協議	中間打合せ1回	補正なし	業務	1			
		現地踏査	調査前の下見	補正なし	業務	1			
①	権利者A（個人）	木造建物　調査・算定	木造建物A	70㎡以上～130㎡未満	棟	1	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	専用住宅	約130
		附帯工作物　調査・算定	住宅敷地A	補正なし	戸	1			144.86
		居住者調査＋一般住家動産調査・算定＋その他通損算定	一般住家	補正なし	所有者	1			
②	権利者B（個人）	木造建物　調査・算定	木造建物A	70㎡以上～130㎡未満	棟	1	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	併用住宅	119.50
		附帯工作物　調査・算定	住宅敷地A	補正なし	戸	1			120.84
		居住者調査＋一般住家動産調査・算定＋その他通損算定	一般住家	補正なし	所有者	1			
	権利者C（個人）	動産　調査・算定	店舗	50㎡未満	店舗	1			
		その他通損　算定	仮住居・借家人	補正なし	世帯	1			
		その他通損　算定	移転雑費	補正なし	所有者	1			
③	権利者D（個人）	木造建物　調査・算定	木造建物A	70㎡以上～130㎡未満	棟	1	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	専用住宅	127.43
		附帯工作物　調査・算定	住宅敷地A	補正なし	戸	1			109.05
		建物等の残地移転要件の該当性の検討	検討概要書の作成	補正なし	権利者	1			
		照応建物の設計案の作成等	建物計画案の策定	補正なし	案	1			
		照応建物の設計案の作成等	照応建物の設計案の作成	補正なし	案	1			
		居住者調査＋一般住家動産調査・算定＋その他通損算定	仮住居あり・借家人補償	補正なし	所有者	1			
④	権利者E（個人）	木造建物　調査・算定	木造建物A	70㎡未満	棟	1	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	店舗	約50
		附帯工作物　調査・算定	住宅敷地A	補正なし	戸	1			58.97
		動産　調査・算定	店舗	50㎡未満	店舗	1			約50
		その他通損　算定	移転雑費	補正なし	所有者	1			

用地調査等業務共通仕様書

横須賀市

目次

		頁
第1章	総則 （第1条～第9条）	1
第1条	（趣旨等）	1
第2条	（用語の定義）	1
第3条	（基本的処理方針）	2
第4条	（監督員）	2
第5条	（主任担当者）	2
第6条	（照査技術者）	3
第7条	（業務従事者及び担当技術者）	3
第8条	（再委託）	4
第9条	（用地調査等業務の区分）	4
第2章	用地調査等業務の基本的処理方法 （第10条～第38条）	9
第1節	用地調査等業務の実施手続	9
第10条	（施行上の義務及び心得）	9
第11条	（業務の着手）	9
第12条	（書類提出）	9
第13条	（打合せ等）	10
第14条	（現地踏査）	10
第15条	（作業計画の策定）	10
第16条	（監督員の指示等）	11
第17条	（提出する書類）	11
第18条	（貸与品等）	11
第19条	（立入り及び立会い）	12
第20条	（障害物の伐除）	12
第21条	（身分証明書の携帯）	12
第22条	（算定資料）	12
第23条	（監督員への進捗状況の報告）	12
第24条	（成果物の一部提出等）	13
第25条	（成果物）	13
第26条	（検査）	13
第27条	（修補）	13
第28条	（条件変更等）	13
第29条	（守秘義務）	14
第30条	（個人情報の取扱い）	14
第31条	（安全等の確保）	14
第32条	（行政情報流出防止対策の強化）	15
第33条	（暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置）	15
第2節	数量等の処理	15
第34条	（建物等の計測）	15
第35条	（図面等に表示する数値及び面積計算）	16
第36条	（計算数値の取扱い）	16
第37条	（補償額算定調書に計上する数値）	16
第38条	（補償額の端数処理）	16
第3章	権利調査 （第39条～第47条）	18
第1節	調査	18
第39条	（権利調査）	18
第40条	（地図の転写）	18

第41条	（土地の登記記録の調査）	18
第42条	（建物の登記記録の調査）	18
第43条	（権利者の確認調査）	19
第44条	（墓地管理者等の調査）	19
第45条	（土地利用履歴等の調査）	19
第2節	調査書等の作成	19
第46条	（転写連続地図の作成）	19
第47条	（調査書の作成）	20
第4章	用地測量 （第48条～第61条）	21
第1節	境界確認	21
第48条	（公共用地境界の打合せ）	21
第49条	（資料の作成及び立会い）	21
第50条	（境界確定後の図書の作成）	21
第51条	（立会い準備）	21
第52条	（境界立会いの画地及び範囲）	21
第53条	（境界立会い）	21
第2節	境界測量	22
第54条	（用地測量の基準点）	22
第55条	（境界測量）	22
第56条	（用地境界仮杭の設置）	22
第3節	面積計算の範囲	23
第57条	（面積計算の範囲）	23
第58条	（面積計算の方法）	23
第59条	（計算数値の取扱）	23
第4節	用地実測図等の作成	23
第60条	（用地実測図等の作成）	23
第5節	取得した土地の管理	24
第61条	（永久境界杭の設置）	24
第5章	土地評価 （第62条～第67条）	25
第62条	（土地評価）	25
第63条	（土地評価の基準）	25
第64条	（現地踏査及び資料作成）	25
第65条	（標準地の選定及び標準地調査書の作成）	26
第66条	（標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成）	26
第67条	（残地等に関する損失の補償額の算定）	26
第6章	建物等の調査 （第68条～第102条）	27
第1節	調査	27
第68条	（建物等の調査）	27
第69条	（建物等の配置等）	27
第70条	（法令適合性の調査）	27
第71条	（木造建物）	27
第72条	（木造特殊建物）	27
第73条	（非木造建物）	27
第74条	（機械設備）	28
第75条	（生産設備）	28
第76条	（附帯工作物）	28
第77条	（庭園）	28
第78条	（墳墓）	28
第79条	（立竹木）	28
第2節	調査書等の作成	29
第80条	（建物等の配置図の作成）	29

第81条	（法令に基づく施設改善）	29
第82条	（木造建物）	29
第83条	（木造特殊建物）	30
第84条	（非木造建物）	30
第85条	（機械設備）	30
第86条	（生産設備）	30
第87条	（附帯工作物）	30
第88条	（庭園）	31
第89条	（墳墓）	31
第90条	（立竹木）	31
第3節	算定	31
第91条	（移転先の検討）	31
第92条	（法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定）	31
第93条	（木造建物）	32
第94条	（木造特殊建物）	32
第95条	（非木造建物）	32
第96条	（照応建物の詳細設計）	32
第97条	（機械設備）	32
第98条	（生産設備）	33
第99条	（附帯工作物）	33
第100条	（庭園）	33
第101条	（墳墓）	33
第102条	（立竹木）	33
第7章	営業その他の調査 （第103条～第108条）	34
第1節	調査	34
第103条	（営業その他の調査）	34
第104条	（営業に関する調査）	34
第105条	（居住者等に関する調査）	35
第106条	（動産に関する調査）	35
第2節	調査書の作成	35
第107条	（調査書の作成）	35
第3節	算定	35
第108条	（補償額の算定）	35
第8章	消費税等調査 （第109条～第111条）	36
第109条	（消費税等に関する調査等）	36
第110条	（調査）	36
第111条	（補償の要否の反映等）	36
第9章	予備調査 （第112条～第121条）	37
第1節	調査	37
第112条	（予備調査）	37
第113条	（企業内容等の調査）	37
第114条	（敷地使用実態の調査）	37
第115条	（建物調査）	37
第116条	（機械設備等調査）	38
第2節	調査書等の作成	38
第117条	（企業概要書）	38
第118条	（配置図）	38
第119条	（建物、機械設備等の図面作成）	38
第120条	（移転計画案の作成）	38
第3節	算定	39
第121条	（補償概算額の算定）	39

第10章	移転工法案の検討 （第122条～第127条）	40
第1節	調査	40
第122条	（移転工法案の検討）	40
第123条	（企業内容等の調査）	40
第124条	（敷地使用実態の調査）	40
第2節	調査書等の作成	41
第125条	（企業概要書）	41
第126条	（移転工法案の作成）	41
第127条	（補償額の比較）	41
第11章	再算定業務 （第128条～第129条）	42
第128条	（再算定業務）	42
第129条	（再算定の方法）	42
第12章	補償説明 （第130条～第135条）	43
第130条	（補償説明）	43
第131条	（概況ヒアリング等）	43
第132条	（説明資料の作成等）	43
第133条	（権利者に対する説明）	43
第134条	（記録簿の作成）	43
第135条	（説明後の措置）	43
第13章	事業認定申請図書等の作成 （第136条～第148条）	44
第136条	（事業認定申請図書等の作成）	44
第137条	（事業認定申請図書の作成）	44
第138条	（事業計画の説明）	44
第139条	（現地踏査）	44
第140条	（起業地の範囲の検討）	44
第141条	（事業認定申請図書の作成方法）	44
第142条	（事前相談用資料の作成方法）	44
第143条	（事前相談用資料の提出）	44
第144条	（本申請図書の作成）	45
第145条	（裁決申請図書の作成）	45
第146条	（裁決申請図書の作成方法）	45
第147条	（明渡裁決申立図書の作成）	45
第148条	（明渡裁決申立図書の作成方法）	45
第14章	地盤変動影響調査等 （第149条～第158条）	46
第1節	調査	46
第149条	（地盤変動影響調査）	46
第150条	（調査）	46
第151条	（費用負担の要否の検討）	46
第2節	算定	46
第152条	（費用負担額の算定）	46
第3節	費用負担の説明	46
第153条	（費用負担の説明）	46
第154条	（概況ヒアリング等）	47
第155条	（説明資料の作成等）	47
第156条	（権利者に対する説明）	47
第157条	（記録簿の作成）	47
第158条	（説明後の措置）	47
第15章	写真台帳の作成 （第159条）	48
第159条	（写真台帳の作成）	48
第16章	土地調書及び物件調書の作成等 （第160条）	49
第160条	（土地調書等の作成）	49

様式＊

様式第１号　　貸与品等引渡通知書［第18条］
様式第２号　　貸与品等受領書［第18条］
様式第３号　　（削除）
様式第４号　　貸与品等返納書［第18条］
様式第５号　　障害物伐除報告書［第20条］
様式第６号　　用地調査等業務日報［第23条］
様式第７号の1　土地の登記記録調査表（一覧）［第47条］
様式第７号の2　土地調査表［第47条］
様式第８号の1　建物の登記記録調査表（一覧）［第47条］
様式第８号の2　建物の登記記録調査表［第47条］
様式第９号の1　権利者調査表（土地）［第47条］
様式第９号の2　権利者調査表（建物）［第47条］
様式第10号　　土地境界立会確認書［第53条］
様式第11号の1　計画概要表（検討資料）［第96条、第120条、第126条］
様式第11号の2　計画概要表［第96条、第120条、第126条］
様式第11号の3　計画概要比較表［第120条、第126条］
様式第11号の4　面積比較表［第96条、第120条、第126条］
様式第12号の1　営業調査総括表（１）［第104条、第107条］
様式第12号の2　営業調査総括表（２）［第104条、第107条］
様式第12号の3　従業員調査表［第104条、第107条］
様式第12号の4　仕入先調査表［第104条、第107条］
様式第13号の1　居住者調査表［第107条］
様式第13号の2　居住者調査表［第107条］
様式第14号　　消費税等調査表［第111条］
　　表－１
　　表－２
様式第15号の1　企業概要書［第117条、第125条］
様式第15号の2　移転工法（計画）案検討概要書［第120条、第126条］
様式第15号の3　移転工法（計画）各案の比較表［第120条、第126条］
様式第16号　　補償説明記録簿［第134条］
様式第17号　　土地調書［第160条］
様式第18号　　物件調書［第160条］
様式第19号　　担当技術者通知書［第7条］
　　別紙
様式第20号　　用地調査等業務の施行に関する指示票［第16条］
様式第21号　　用地調査等業務の施行に関する承諾書［第16条］
様式第22号　　用地調査等業務の施行に関する協議書［第16条］
様式第23号　　打合せ記録簿［第13条］

＊別に様式の定めがある場合はこの限りではない。

用地調査等業務共通仕様書

第１章　総　則

（趣旨等）

第１条　この用地調査等共通仕様書（以下「仕様書」という。）は、横須賀市土木部が施行する事業に必要な土地等の取得等に伴う測量、調査、補償金額の算定等業務（以下「用地調査等業務」という。）を委託に付する場合の業務内容その他必要な事項を定め、もって業務の適正な執行を確保するものとする。

２　業務の発注に当たり、当該業務の実施上この仕様書により難いとき又はこの仕様書に定めのない事項については、発注者が別途定める特記仕様書によるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。

（用語の定義）

第２条　この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

一　「監督員」とは、業務委託契約約款（一般委託）（以下「契約約款」という。）及び仕様書等に定められた範囲において、受注者または主任担当者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約約款第８条に規定する者をいう。

二　「検査員」とは、用地調査等業務の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、契約約款第２７条の規定に基づき、検査を行う者をいう。

三　「主任担当者」とは、契約約款でいう「現場代理人」（受注者が自ら権限を行使する場合を含む。）であり、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行う者で、契約約款第９条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

四　「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、受注者が定めた者をいう。

五　「契約約款」とは、業務委託契約約款（一般委託）をいう。

六　「仕様書等」とは、仕様書、特記仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

七　「指示」とは、監督員が受注者に対し、用地調査等業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し実施させること及び検査員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求め実施させることをいい、原則として書面により行うものとする。

八　「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、用地調査等業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

九　「報告」とは、受注者が監督員に対し、用地調査等業務の遂行に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。

十　「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た用地調査等業務の遂行上必要な事項等について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

十一　「協議」とは、書面により契約約款及び仕様書等の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。

十二　「照査」とは、受注者が、用地調査等業務の実施により作成する各種図面等や数量計算等の確認並びに算定書等の検算並びに基準・運用方針への適合性及び補償の妥当性等に

ついて検証することをいう。

十三　「検査」とは、契約約款及び仕様書等に基づき、検査員が用地調査等業務の完了を確認することをいう。

十四　「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

十五　「協力者」とは、受注者が用地調査等業務の遂行に当たって、再委託する者をいう。

十六　「調査区域」とは、用地調査等業務を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。

十七　「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。

十八　「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局（支局、出張所を含む。））等での調査をいう。

十九　「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、補償額等算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。

二十　「基準」とは、公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和 37 年 10 月 12 日用地対策連絡会決定）をいう。

二十一　「基準細則」とは、公共用地の取得に伴う損失補償基準細則（昭和 38 年 3 月 7 日用地対策連絡会決定）をいう。

（基本的処理方針）

第３条　受注者は、用地調査等業務を実施する場合（次項に掲げる場合を除く。）において、この仕様書、基準、基準細則等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。

２　受注者は、横須賀市土木部の公共工事に係る工事の施行ないし公共施設の設置により生じた地盤変動、水枯渇等、工事騒音、日陰及びテレビジョン電波受信障害による損害等に関する調査、費用負担額の算定又は費用負担の説明を実施する場合においては、この仕様書、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領（昭和 61 年 4 月 1 日付け建設省経整発第 22 号建設事務次官通知）その他の事業損失に関する事務処理要領等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。

（監督員）

第４条　監督員は、契約約款第８条第２項に規定した指示、承諾、協議等（以下「指示等」という。）の職務の実施に当たり、その権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合で監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお、監督員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

（主任担当者）

第５条　受注者は、用地調査等業務における主任担当者を定め、その氏名その他必要な事項を

発注者に通知しなければならない。

２　主任担当者は、業務の履行にあたり、この用地調査等業務の主たる補償業務に関し７年以上の実務経験を有する者、若しくはこの用地調査等業務の主たる業務に関する補償業務管理士（一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第 14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）の資格を有する者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可。）でなければならない。

３　受注者が主任担当者に委任できる権限は契約約款第９条第２項に規定した事項であるが、契約約款第９条第３項に基づく通知がない場合は、発注者及び監督員は、主任技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。

４　主任担当者は、第３章から第１６章に定める業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証（受注者が、委託に係る業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているかについて点検及び修正することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。

なお、第 25 条に定める成果物のうち、地図の転写図及び土地の実測平面図については、各葉ごとに、その他については、表紙の裏面に主任担当者の資格・氏名の記載及び押印を行うものとする。

５　主任担当者は、照査結果の確認を行わなければならない。

６　主任担当者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

（照査技術者）

第６条　受注者は、設計図書に定める場合には、用地調査等業務における照査技術者を定めるものとする。

２　受注者は、照査技術者を定めた場合においては、前条第４項に規定する点検及び修正が完了した後に、照査技術者による点検を実施しなければならない。

３　照査技術者は、発注者が「主任担当者」と同等の知識及び能力を有すると認めた者でなければならない。

４　照査技術者は、照査計画を作成し作業計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

５　照査技術者は、照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において署名押印の上、主任担当者に提出するものとする。

６　照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

（業務従事者及び担当技術者）

第７条　受注者は、用地調査等業務の実施に当たり、業務従事者（補助者を除く。）として、その業務に十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。

２　受注者は、前項に定める業務従事者のうち担当技術者を定める場合は、担当技術者通知書

（様式第 19 号）により発注者に通知しなければならない。

なお、担当技術者が複数にわたる場合は８名までとし、受注者が設計共同体である場合には構成員ごとに８名までとする。

３　担当技術者は、照査技術者を兼ねることができない。

（再委託）

第８条　契約約款第５条に規定する「大部分」とは、用地調査等業務における総合的企画、業務遂行管理、調査・補償額算定等の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者は、これを再委託することはできない。

２　受注者は、前項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。

４　受注者は、用地調査等業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し用地調査等業務の実施について適切な指導、管理を行い、用地調査等業務を実施しなければならない。なお、協力者が横須賀市の入札参加資格業者である場合は、横須賀市指名停止等措置規則に基づく指名停止期間中であってはならない。

（用地調査等業務の区分）

第９条　この仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一　用地測量は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 33 条の規定に基づく国土交通省公共測量作業規程により行うものとし、この仕様書においては、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定めるものとする。

二　建物は、表１により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する（第 14 章地盤変動影響調査等を実施する場合を除く。）。

表１　建物区分

区　分	判　断　基　準
木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は２階建の建物
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で、主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は３階建の建物

木造建物〔Ⅲ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組（在来）工法以外の工法により建築された建物
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物
非木造建物〔Ⅱ〕	石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物

（注）建築設備及び建物附随工作物（テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの）は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられている、又は、建物の構造と密接不可分な関係にあるおおむね次に掲げるものをいう。

(1) 電気設備（電灯設備、動力設備、受・変電設備等（キュービクル式受変電設備を除く。）、太陽光発電設備（建材型）等）
(2) 通信・情報設備（電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、警備設備、表示設備、テレビジョン共同受信設備等）
(3) ガス設備
(4) 給・排水、衛生設備
(5) 空調（冷暖房・換気）設備
(6) 消火設備（火災報知器、スプリンクラー等）
(7) 排煙設備
(8) 汚物処理設備
(9) 煙突
(10) 運搬設備（昇降機、エスカレーター等。ただし工場、倉庫等の搬送設備を除く。）
(11) 避雷針

ただし、借家人等建物所有者と異なる者の所有であり、かつ、容易に取り外しが行えるような場合は、この限りでない。

三　工作物は、表２により機械設備、生産設備、附帯工作物､庭園及び墳墓に区分する。

表２　工作物区分

区　分	判　断　基　準
機 械 設 備	原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。
生 産 設 備	当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として取扱うことが相当と認められるものを除く。 Ａ　製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池(場)(ポンプ配水設備を含む。)､牛、豚、鶏その他の家畜の飼育又は調教施設等 Ｂ　営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。)、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。)、釣り堀、貯木場等 Ｃ　製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池及び沈澱池を含む。)、駐車場、運動場等の厚生施設等 Ｄ　上記ＡからＣまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽､鉄塔、送電設備、飼料用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等
附帯工作物	表１の建物（注に掲げる設備､工作物を含む。）及び表２の他の区分に属するもの以外のすべてのものをいい、主として次に例示するものをいう。門、囲障、コンクリート叩き、アスファルト舗装通路、敷石、敷地内排水設備、給・排水設備、ガス設備、物干台(柱)、池等
庭　　園	立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいう。
墳　　墓	墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいい、これに附随する工作物及び立竹木を含む。

四　立竹木は、表３により庭木等、用材林、薪炭林、収穫樹、竹林、苗木（植木畑）及びその他の立木に区分する。

表３　立竹木区分

区　分	判　断　基　準
庭　木　等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。 Ａ　観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹、広葉樹）、株物類、玉物類、生垣用木、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。 ①　高　木　モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。 ②　株　物　アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分岐したもので、樹高が大きくならないものをいう。 ③　玉　物　マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくならないものをいう。 ④　生　垣　宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。 ⑤　特殊樹　①～④に該当するものを除く。 Ｂ　利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。 Ｃ　風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために敷地内に植栽されている立木をいう。 Ｄ　地被類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。 ①　木本系　ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。 ②　草本系　リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなどの草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。 Ｅ　芝類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。

	① 日本芝　高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生のものは除く。 ② 西洋芝　ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生のものを除く。 Ｆ　ツル性類 観賞等を目的として植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登坂又は下垂する茎を持つもの（木質化するものを除く。）をいい、自然発生のものを除く。 Ｇ　その他 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生のものを除く。
用　材　林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪　炭　林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収　穫　樹	Ａ　果　樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の際による区分は次のとおり。 ① 園栽培　一段の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。 ② 散在樹　園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。 Ｂ　特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。
竹　　林	孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木（植木畑）	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。
その他の立木	上記の区分に属する立木以外の立木をいう。

第２章　用地調査等の基本的処理方法

第１節　用地調査等業務の実施手続

（施行上の義務及び心得）

第１０条　受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

一　自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。

二　用地調査等業務で知り得た権利者側の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。

三　用地調査等業務は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。

四　権利者から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督員に報告し、指示を受けなければならない。

（業務の着手）

第１１条　受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後速やかに用地調査等業務に着手しなければならない。

（書類提出）

第１２条　受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を、監督員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、契約金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。

２　受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

３　受注者は、契約時又は変更時において契約金額の額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、契約・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、契約時は契約締結後１５日（休日等を除く。）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 15 日（休日等を除く。）以内に、完了時は業務完了後 15 日（休日等を除く。）以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、作業計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は８名までとし、受注者が設計共同体である場合は、構成員ごとに８名までとする。）。

４　受注者は、契約時において、予定価格が 1,000 万円を超える競争入札により調達される補償コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認の

お願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

５　前２項において、受注者は登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15 日間（休日を除く。）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

６　前３項において、受注者は本業務の完了後において訂正又は削除する場合においては、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスにより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。

（打合せ等）

第１３条　用地調査等業務を適正かつ円滑に実施するため、主任担当者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿（様式第 23 号）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

２　用地調査等業務着手時及び仕様書等で定める業務の区切りにおいて、主任担当者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

３　主任担当者は、仕様書等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

４　監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努めるものとする。

なお、「ワンデーレスポンス」とは、問合せ等に対して、１日あるいは適切な期限までに対応することをいい、１日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

（現地踏査）

第１４条　受注者は、用地調査等業務の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。

（作業計画の策定）

第１５条　受注者は、用地調査等業務に着手するに当たっては、仕様書等及び現地踏査の結果等を基に作業計画書を策定し、監督員に提出しなければならない。

２　前項の作業計画書には、次の事項を記載するものとする。

なお、記載にあたって、実施方針又はその他には、第 30 条、第 31 条及び第 32 条に関する事項も含めるものとする。

一　業務概要
二　実施方針
三　業務工程
四　業務組織計画
五　打合せ計画
六　成果物の品質を確保するための計画
七　成果物の内容、部数

八　使用する主な図書及び基準
九　連絡体制（緊急時を含む。）
十　使用する主な機器
十一　仕様書等において照査技術者による照査が定められている場合は、照査技術者及び照査計画
十二　その他

３　受注者は、作業計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更作業計画書を提出しなければならない。

４　受注者は、第１項の作業計画書に基づき業務が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

（監督員の指示等）

第１６条　受注者は、用地調査等業務の実施に先立ち、主任担当者を立ち会わせたうえで、監督員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

２　受注者は、用地調査等業務の実施に当たりこの仕様書、特記仕様書又は監督員の指示について疑義が生じたときは、監督員と協議するものとし、その結果については受注者が記録し相互に確認するものとする。

３　監督員の指示は、用地調査等業務の施行に関する指示票（様式第 20 号）（以下「指示票」という。）により行うものとする。

４　受注者は、用地調査等業務の遂行上必要な事項について承諾を受ける場合は、用地調査等業務の施行に関する承諾書（様式第 21 号）により行うものとする。

５　第２項の協議は、用地調査等業務の施行に関する協議書（様式第 22 号）により行うものとする。

（提出する書類）

第１７条　受注者は、仕様書に掲げる書類の他、契約約款及び特記仕様書に基づき作成した書類の提出期日を確認のうえ、それぞれ提出期日までに監督員を経て発注者に提出しなければならない。

（貸与品等）

第１８条　受注者は、用地調査等業務を実施するに当たり必要な図面その他の資料を貸与品等として使用する場合には、発注者から貸与又は支給を受けるものとする。

２　登記事項証明書等の貸与等を受ける必要があるときは、別途監督員と協議するものとする。

３　貸与品等の品名及び数量は特記仕様書によるものとし、貸与品等の引渡しは、貸与品等引渡通知書（様式第１号）により行うものとする。

４　受注者は、前項の貸与品等を受領したときは、貸与品等受領書（様式第２号）を監督員に提出するものとする。

５　受注者は、用地調査等業務が完了したときは、完了の日から３日以内に貸与品等を返納するとともに貸与品等返納書（様式第４号）を監督員に提出するものとする。

（立入り及び立会い）

第１９条　受注者は、用地調査等業務のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。

２　受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあっては立入りの日及び時間を、あらかじめ、監督員に報告するものとし、同意が得られないものにあってはその理由を付して、速やかに、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

３　受注者は、用地調査等業務を行うため土地、建物等の立入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

（障害物の伐除）

第２０条　受注者は、用地調査等業務を行うため障害物を伐除しなければ調査が困難と認められるときは、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

２　監督員からの指示により障害物の伐除を行ったときは、障害物伐除報告書（様式第５号）を監督員に提出するものとする。

（身分証明書の携帯）

第２１条　受注者は、用地調査等業務の着手に当たり、あらかじめ主任担当者ほか用地調査等業務に従事する者（以下「主任担当者等」という。）の身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受けるものとし、用地調査等業務の実施に当たっては、これを常に携帯させなければならない。

２　主任担当者等は、権利者等から請求があったときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。

３　受注者は、用地調査等業務が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。

（算定資料）

第２２条　受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する補償額等の算定又は事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物その他の工作物の費用負担額等の算定に当たっては、発注者が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に掲載のない損失補償単価等については、監督員と協議のうえ市場調査により求めるものとする。

（監督員への進捗状況の報告）

第２３条　受注者は、業務を実施した場合、用地調査等業務日報（様式第６号）を作成して監督員に提出しなければならない。

２　受注者は、監督員から用地調査等業務の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。

３　受注者は、前項の進捗状況の報告に主任担当者を立ち会わせるものとする。

（成果物の一部提出等）

第２４条　受注者は、用地調査等業務の実施期間中であっても、監督員が成果物の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

２　監督員は、前項で提出した成果物の一部について、その報告を求めることができる。受注者は、当該報告に主任担当者及び監督員の求めに応じて照査技術者を立ち会わせるものとする。

３　受注者は、用地調査のうち精度監理を実施するものとされたものについては、監督員の指示により第 19 条に定める成果物の提出に先立って仮提出をしなければならない。

（成果物）

第２５条　受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。

一　用地調査等業務の区分及び内容ごとに整理し、編集する。

二　表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、路線（河川）名並びに発注者及び受注者の名称を記載する。

三　目次及びページを付す。

四　容易に取りはずすことが可能な方法により編綴する。

２　本仕様書に様式の定めがないものは、監督員の指示による。

３　成果物の提出部数は、正副各１部とする。

４　受注者は､成果物の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約約款第 31 条第 2 項に定めるかし担保の期間保管し、監督員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

（検査）

第２６条　受注者は、検査員が用地調査等業務の完了検査を行うときは、主任担当者及び監督員の求めに応じて照査技術者を立ち会わせるものとする。

２　受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査員の指示に速やかに従うものとする。

（修補）

第２７条　受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

２　検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。

３　検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。

（条件変更等）

第２８条　契約約款第 17 条第１項第５号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約約款第 18 条第１項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

２　監督員が、受注者に対して契約約款第 17 条及び第 19 条の規定に基づく仕様書等の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示票によるものとする。

（守秘義務）

第２９条　受注者は、契約約款第 41 条の規定により、当該業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないものとし、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

一　受注者は、当該業務の結果（業務実施の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

二　受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第 15 条に示す作業計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密としなければならない。

三　受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。

四　当該業務で取り扱う情報は、アクセス制限及びパスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的に使用してはならない。また、発注者の許可なく複製・転送等をしてはならない。

五　受注者は、当該業務完了時に、発注者から貸与された情報その他知り得た情報を発注者へ返却若しくは消去又は破棄を確実に行わなければならない。

六　受注者は、当該業務の実施過程で知り得た情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

（個人情報の取扱い）

第３０条　受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（安全等の確保）

第３１条　受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に際しては、用地調査等業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

２　受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に際しては、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連携を取り、用地調査等業務の実施中の安全を確保しなければならない。

３　受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、事故が発生しないように主任担当者等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

４　受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければばらない。

５　受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

一　受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

二　受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守

するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。

６　受注者は、爆破物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。

７　受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかなければならない。

８　受注者は、屋外で行う用地調査等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

（行政情報流出防止対策の強化）

第３２条　受注者は、用地調査等業務の履行に関する全ての行政情報について、適切な流出防止対策をとり、第 15 条で示す作業計画書に流出防止策を記載するものとする。

２　受注者は、用地調査等業務の履行に関する全ての行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、発注者が別途定める取扱いを遵守しなければならない。

（暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置）

第３３条　受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否することとし、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。なお、協力者が不当要求を受けたことを認知した場合も同様とする。

２　受注者は、前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を書面にて発注者に報告しなけれななならない。

３　第１項及び第２項の行為を受注者が怠ったことが確認された場合には、発注者は受注者に対し、指名停止等の措置を講じる場合がある。

４　暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

第２節　数量等の処理

（建物等の計測）

第３４条　建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第２位（小数点以下第３位四捨五入）とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第２位の計測が困難なものは、この限りでない。

２　建物及び工作物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。

３　建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。

４　立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。

一　幹周、胸高直径は、センチメートル（小数点以下第１位四捨五入）とする。

二　樹高、幹高、葉張、葉長点高及び玉周は、メートルとし、小数点以下第１位（小数点以

下第２位四捨五入）までとする。ただし、庭木等のうち株物類、玉物類、生垣及び特殊樹については、センチメートル（小数点以下第１位四捨五入）とする。

三　地被類、芝類、ツル性類及び竹林が植込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第１位（小数点以下第２位四捨五入）までとする。

（図面等に表示する数値及び面積計算）

第３５条　建物等の調査図面に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

２　建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第４位まで算出し、小数点以下第２位（小数点以下第３位切捨て）までの数値を求めるものとする。

３　建物の延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第２位までの数値を合計した数値とするものとする。

４　１棟の建物が２以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前２項の定めるところにより算出するものとする。

（計算数値の取扱い）

第３６条　建物等の補償額算定に必要となる構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。

２　構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の方法により行うものとする。

一　数量計算の集計は、補償額算定調書に計上する項目ごとに行う。

二　前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第３位（小数点以下第４位切捨て）まで求める。

三　前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第２位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第３位まで算出する。

（補償額算定調書に計上する数値）

第３７条　補償額算定調書に計上する数値（価格に対応する数量）は、次の各号によるもののほか、第 34 条による計測値を基に算出した数値とする。

一　建物の延べ床面積は、第 35 条第 3 項で算出した数値とする。

二　構造材、仕上げ材その他の数量は、前条第 2 項第 2 号及び第 3 号で算出したものを小数点以下第２位（小数点以下第３位四捨五入）で計上する。

（補償額の端数処理）

第３８条　建物等の補償額の算定を行う場合の端数処理は、原則として、次の各号に掲げる場合を除き、１円未満切り捨てとする。

一　補償単価及び資材単価等は、次による。

イ　100 円未満のとき 1 円未満切り捨て

ロ　100 円以上 10,000 円未満のとき 10 円未満切り捨て

ハ　10,000 円以上のとき 100 円未満切り捨て

二　共通仮設費及び諸経費にあっては、100 円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が 100 円未満のときは、1 円未満切り捨てとする。

第３章　権利調査

第１節　調　査

（権利調査）

第３９条　権利調査とは、登記事項証明書、戸籍簿等の簿冊の謄本等の収受又は居住者等からの聴き取り等の方法により土地、建物等の現在の権利者（又はその法定代理人）等の氏名又は名称（以下「氏名等」という。）及び住所又は所在地（以下「住所等」という。）等に関し調査することをいう。

（地図の転写）

第４０条　地図の転写は、調査区域について管轄登記所に備付けてある地図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。）を次の各号に定める方法により行うものとする。

一　転写した地図には、地図の着色に従って着色する。

二　転写した地図には、方位、縮尺、市町村名、大字名、字名（隣接字名を含む。）及び地番を記載する。

三　転写した地図には、管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名を記入する。

（土地の登記記録の調査）

第４１条　土地の登記記録の調査は、前条で作成した地図から監督員が指示する範囲の土地に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

一　土地の所在及び地番並びに当該地番に係る最終支号

二　地目及び地積

三　登記名義人の氏名等及び住所等

四　共有土地については、共有者の持分

五　土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間

六　仮登記等があるときは、その内容

七　その他必要と認める事項

（建物の登記記録の調査）

第４２条　建物の登記記録の調査は、第40条で作成した地図から監督員が指示する範囲に存する建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

一　建物の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに登記原因及びその日付け

二　登記名義人の氏名等及び住所等

三　共有建物については、共有者の持分

四　建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間

五　仮登記等があるときは、その内容

六　その他必要と認める事項（権利調査）

（権利者の確認調査）

第４３条　権利者の確認調査は、前２条に規定する調査が完了した後、実地調査及び次の各号に定める書類等により行うものとする。

一　戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票等

二　商業登記簿、法人登記簿等

２　権利者が法人以外であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　権利者の氏名、住所及び生年月日

二　権利者が登記名義人の相続人であるときは、相続関係、相続の経過を明らかにした相続系統図を作成する。

三　権利者が未成年者等であるときは、その法定代理人等の氏名及び住所

四　権利者が不在者であるときは、その財産管理人の氏名及び住所

３　権利者が法人であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　法人の名称及び主たる事務所の所在地

二　法人を代表する者の氏名及び住所

三　法人が破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産宣告を受けているとき等の場合にあっては、破産管財人等の氏名及び住所

４　前条の建物の登記記録の調査により未登記の建物が存在することが明らかになった場合には、当該建物所有者の氏名及び住所等について、居住者等からの聴き取りを基に調査を行うものとする。

（墓地管理者等の調査）

第４４条　墓地管理者等の調査は、改葬の補償及び祭し料調査算定要領（案）（平成 30 年 3 月 22 日付け中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ（以下「改葬及び祭し料要領」という。））により行うものとする。

（土地利用履歴等の調査）

第４５条　土地利用履歴等の調査は、取得又は使用の対象となる土地に係る土壌汚染状況調査の実施の要否を判定するため、土壌汚染に関する土地利用履歴等調査要領（平成 24 年 3 月 30 日付け国土用第 53 号土地・建設産業局地価調査課長通知（以下「土地利用履歴等調査要領」という。））により行うものとする。

第２節　調査書等の作成

（転写連続地図の作成）

第４６条　転写した地図は、各葉を複写して連続させた地図（この地図を「転写連続図」という。以下同じ。）を作成し、次の事項を記入するものとする。

一　工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線

二　第 29 条第 3 号で調査した登記名義人の氏名等

三　管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名

（調査書の作成）

第４７条　第 41 条から第 43 条までに調査した事項については、土地の登記記録調査表（様式第 7 号の 1)、土地調査表（様式第 7 号の 2)、建物の登記記録調査表（様式第 8 号の 1、第 8 号の 2）及び権利者調査表（様式第 9 号の 1、第 9 号の 2）に所定の事項を記載するものとする。

２　前項の各調査表の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。

３　墓地管理者等の調査票は、第 44 条の調査結果を基に改葬及び祭し料要領により作成するものとする。

４　土地利用履歴等の調査表は、第 45 条の調査結果を基に土地利用履歴等調査要領により作成するものとする。

第４章　用地測量

第１節　境界確認

（公共用地境界の打合せ）

第４８条　調査区域内に国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 9 条及び国土交通省所管国有財産取扱規則（平成 13 年 1 月 6 日国土交通省訓令第 61 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、部局長が管理する国土交通省所管国有財産が存するとき又は、公共物管理者等が管理する土地が存するときは、部局長又は公共物管理者等と公共用地境界確定（境界確認を含む。）の方法について監督員の指示に基づき打合せを行わなければならない。

（資料の作成及び立会い）

第４９条　前条の打合せの結果を監督員に報告し、その指示に基づき公共用地境界確定のための手続又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行うものとする。

２　部局長又は公共物管理者等が現地において公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助するものとする。

３　前条の打合せの結果､第 46 条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって､部局長又は公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第 53 条第２項に準じた同意を取りつけるものとする。

（境界確定後の図書の作成）

第５０条　前条の境界確定作業が完了したときは、速やかに公共用地境界確定のために必要な図面等の作成を行うものとする。

（立会い準備）

第５１条　調査区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で第 52 条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を第 41 条から第 44 条までの調査結果を基に作成するものとする。

２　前項権利者一覧表の作成が完了したときは、監督員と立会い日時、具体の作業手順等について協議し、その指示によって権利者に対する立会い通知等の準備を行うものとする。

（境界立会いの画地及び範囲）

第５２条　境界立会いの画地及び範囲は、国土交通省公共測量作業規程に定めるところによるほか、１筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は、不動産登記事務取扱手続準則（平成 17 年２月 25 日民二第 456 号法務省民事局長通達）第 68 条及び第 69 条に定める地目の区分による現況の地目ごとの画地とする。

（境界立会い）

第５３条　前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に招集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行うものとする。

一　境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者全員の同意を得るものとする。

二　境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。この場合の作業に当たっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行うものとする。

三　前号の作業によって表示した境界点が関連する権利者全員の同意が得られたときには、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鋲（頭部径 15 ㎜）等容易に移動できない標識を設置するものとする。

四　前各号で確認した境界点について､原則として､黄色のペイントを着色するものとする。ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。

２　前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から土地境界立会確認書（様式 10 号）に確認のための署名押印を求めるものとする。

３　第１項の境界立会いにおいて、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し監督職員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

一　関連する権利者全員の同意が得られないもの

二　関連する権利者の一部が立会いを拒否したもの

三　必要な境界点を確定するために測量区域以外の境界立会い又は測量を権利者から要求されたとき

第２節　境界測量

（用地測量の基準点）

第５４条　用地測量に使用する基準点について当該事業に係る基準点測量が完了しているときは、別途監督員が指示する基準点測量の成果（基準点網図、測点座標値等）を基に検測して使用するものとする。

２　前項の基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じているときには監督員と協議するものとする。

３　第１項の基準点測量が実施されていないものについては、基準点の設置、座標値の設定方法等について監督員と協議し、その指示を受けるものとする。

（境界測量）

第５５条　各境界点の測量を行うに当たっては、国土交通省公共測量作業規程に定めるところによるほか、土地の実測平面図の作成に必要となる建物及び主要な工作物の位置を併せて観測するものとする。

２　各境界点等は、連番を付するものとする。

（用地境界仮杭の設置）

第５６条　境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づきトータルステーション等を使用する方法により用地境界仮杭の設置を次の各号により行うものとする。

一　原則として、関連する権利者の立会いのうえ行う。

二　用地境界仮杭は、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鋲（頭部径 15 ㎜）等のものとする。

三　用地境界仮杭には、原則として、赤色のペイントで着色とする。

２　前項の用地境界仮杭設置に当たり建物等で支障となり設置が困難なときには、その事由等を整理し監督員に報告しなければならない。ただし、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは用地境界仮杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係を関連する権利者に充分理解させたうえで用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。

第３節　面積計算の範囲

（面積計算の範囲）

第５７条　面積計算の範囲は、境界確認を行う範囲とする画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。

一　画地のすべてが用地取得の対象となる計画幅員線（以下「用地取得線」という。）の内に存するときは、その画地面積

二　画地が用地取得線の内外に存するときは、用地取得の対象となる土地及び用地取得の対象となる土地以外の土地（残地）の面積

三　前各号によらない場合については、監督員の指示による。

（面積計算の方法）

第５８条　面積計算は、国土交通省公共測量作業規定のとおりとする。

（計算数値の取扱）

第５９条　計算数値の取扱は、国土交通省公共測量作業規定のとおりとする。

第４節　用地実測図等の作成

（用地実測図等の作成）

第６０条　用地実測図等の作成に当たっては、国土交通省公共測量作業規程の定めるところによるほか、次の各号の方法により行うものとする。

一　用地実測図原図は、次の事項及び監督員が指示する事項を記入する。

⑴　土地の測量に従事した者の記名押印

⑵　道路名及び水路名

⑶　建物及び工作物

二　用地平面図は、用地実測図原図から監督員が指示する事項を記入する。

第５節　取得した土地の管理

（永久境界杭の設置）

第６１条　受注者は、用地管理のため、取得した土地と隣接する土地との境界を明らかにするために、用地幅杭をコンクリート杭の永久境界杭にする場合は、次の各号により行なわなければならない。

一　立会いが必要と認められる権利者一覧表を作成し、監督員と立会い日時、具体の作業手順等について協議し、その指示によって権利者に対する立会い通知等の準備を行わなければならない。

二　関連する権利者の立会いのうえ行い、別途規定する土地境界立会確認書に確認のための署名押印を求めなければならない。

第５章　土地評価

（土地評価）

第６２条　土地評価とは、取得等する土地（残地等に関する損失の補償を行う場合の当該残地を含む。）の更地としての正常な取引価格を算定する業務をいい、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 2 条で定める「不動産の鑑定評価」は含まないものとする。

（土地評価の基準）

第６３条　土地評価は、監督員から特に指示された場合を除き基準細則第２別記１土地評価事務処理要領（以下「土地評価要領」という。）に定めるところに基づき実施するものとする。

（現地踏査及び資料作成）

第６４条　土地評価に当たっては、あらかじめ、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査するとともに、土地評価に必要となる次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

一　同一状況地域区分図

同一状況地域区分図は、近隣地域及び類似地域につき都市計画図その他類似の地図を用い、おおむね次の事項を記載したものを作成する。

(1)　起業地の範囲、同一状況地域の範囲、土地評価要領第 5 条(2)に規定する標準地及び用途的地域の名称

(2)　鉄道駅、バス停留所等の交通施設

(3)　学校、官公署等の公共施設、病院等の医療施設、銀行、スーパーマーケット等の商業施設

(4)　幹線道路の種別及び幅員

(5)　都市計画の内容、建築物の面積・高さ等に関する基準

(6)　行政区域、大字及び字の境界

(7)　取引事例地

(8)　地価公示法（昭和 44 年法律第 49 号）第 6 条により公示された標準地（以下「公示地」という。）又は国土利用計画法施行令（昭和 49 年政令第 387 号）第 9 条第 5 項により周知された基準地（以下「基準地」という。）

二　取引事例地調査表

取引事例比較法に用いる取引事例は、近隣地域又は類似地域において１標準地につき３事例地程度を収集し、おおむね次の事項を整理のうえ調査表を作成する。

(1)　土地の所在、地番及び住居表示

(2)　土地の登記記録に記録されている地目及び面積並びに現在の土地の利用状況

(3)　周辺地域の状況

(4)　土地に物件がある場合は、その種別、構造、数量等

(5)　売主及び買主の氏名等及び住所等並びに取引の目的及び事情（取引に当たって特段の事情がある場合はその内容を含む。）

(6)　取引年月日、取引価格等

(7)　取引事例地の画地条件（間口、奥行、前面道路との接面状況等）及び図面（100 分の

1～　500 分の 1 程度）

三　収益事例調査表及び造成事例調査表

収益事例調査表及び造成事例調査表は、収益事例については総収入及び総費用並びに地に帰属する総収益等、造成事例については素地価格及び造成工事費等のほか、前号に掲げる記載事項に準じた事項を整理のうえ作成する。

四　用途的地域の判定及び同一状況地域の区分の理由を明らかにした書面

五　地域要因及び個別的要因の格差認定基準表

格差認定基準表とは、土地価格比準表を適用するに当たり、土地価格比準表の定める要因中の細項目に係る格差率適用の判断を行うに当たり基準となるものをいう。

六　公示地及び基準地の選定調査表

調査区域及びその周辺区域に規準すべき公示地又は基準地があるときは、公示又は周知事項について調査表を作成する。

（標準地の選定及び標準地調査書の作成）

第６５条　土地評価に当たっては、同一状況地域ごとに標準地を選定し、標準地調査書を作成するものとする。

２　標準地調査書は、前条第二号で定める取引事例地調査表に準じ、選定理由を付記のうえ作成するものとする。

（標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成）

第６６条　標準地の評価は､前２条で作成した資料を基に第 63 条に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。

２　取得等する土地の評価は、前項で決定した標準地の価格を基に行うものとし、標準地との個別的要因の格差を明記した評価調査書を作成するものとする。

３　前 2 項の評価格は、監督員が指示する図面に記載するものとする。

（残地等に関する損失の補償額の算定）

第６７条　残地又は残借地に関する損失の補償額は、基準第 53 条及び基準細則第 36 に定めるところにより算定し、残地(又は残借地)補償額算定調書を作成するものとする。

第６章　建物等の調査

第１節　　調　査

（建物等の調査）

第６８条　建物等の調査とは、建物、工作物及び立竹木について、それぞれの種類、数量、品等又は機能等を調査することをいう。

（建物等の配置等）

第６９条　次条以降の建物等の調査に当たっては、あらかじめ当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地ごとに、次の各号に掲げる建物等の配置に関する調査を行うものとする。

一　建物、工作物及び立竹木の位置

二　敷地と土地の取得等の予定線の位置

三　敷地と接続する道路の幅員、敷地の方位等

四　その他配置図作成に必要となる事項

２　建物等の全部又は一部が残地に存する場合には、監督員から調査の実施範囲について指示を受けるものとする。

（法令適合性の調査）

第７０条　建物等の調査に当たっては、次の各号の時期における当該建物又は工作物につき基準第28条第2項ただし書きに基づく補償の要否の判定に必要となる法令に係る適合状況を調査するものとする。この場合において、調査対象法令については監督員と協議するものとする。

一　調査時

二　建設時又は大規模な増改築時

（木造建物）

第７１条　木造建物〔Ⅰ〕の調査は、建物移転料算定要領（平成 28 年３月 23 日付け中央用対発第７号（以下「建物要領」という。））別添一木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）により行うものとする。

２　木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

３　前２項の実施に当たっては、基準細則第 15 付録別表第 11 の各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

（木造特殊建物）

第７２条　木造特殊建物の調査は、前条第２項及び第３項を準用するものとする。

（非木造建物）

第７３条　非木造建物〔Ⅰ〕の調査は、建物要領別添二非木造建物調査積算要領（以下「非木造建物要領」という。）により行うものとする。

２　非木造建物〔Ⅱ〕の調査は、非木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算及び移転料の算定が可能となるよう行うものとする。

（機械設備）

第７４条　機械設備の調査は、機械設備調査算定要領（平成 24 年 3 月 22 日付け中央用対理事会申し合わせ（以下「機械設備要領」という。））により行うものとする。

（生産設備）

第７５条　生産設備の調査は、次の各号について行うものとする。

一　生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、平板測量等を行う。

二　種類（使用目的）

三　規模（形状及び寸法）、材質及び数量

四　園芸用フレーム、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育施設又は煙突、給水塔、貯水池、用水堰、浄水池等にあっては、当該設備の構造の詳細、収容能力、処理能力等

五　ゴルフ練習場、駐車場、テニスコート等にあっては、打席数又は収容台数等

六　当該設備の取得年月日及び耐用年数

七　その他補償額の算定に必要と認められる事項

八　当該設備の概要が把握できる写真の撮影

（附帯工作物）

第７６条　附帯工作物の調査は、附帯工作物調査算定要領（平成 24 年 3 月 22 日付け中央用対理事会申し合わせ。（以下「附帯工作物要領」という。））により行うものとする。

（庭園）

第７７条　庭園の調査は、次の各号について行うものとする。

一　庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、平板測量により行うものとする。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあっては、他の方法により行うことができる。

二　庭石、灯籠、築山、池等の形状、構造、数量等

三　庭園区域内にある立竹木の種類、形状、寸法、数量等

四　その他補償額の算定に必要と認められる事項

五　庭園の概要が把握できる写真の撮影

（墳墓）

第７８条　墳墓の調査は、改葬及び祭し料要領により行うものとする。

（立竹木）

第７９条　立竹木の調査は、立竹木調査算定要領（案）（平成 30 年 3 月 22 日付け中央用地対策連絡協議会理事申し合わせ（以下「立竹木要領」という。））により行うものとする。

第２節 調査書等の作成

（建物等の配置図の作成）

第８０条　建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。

一　建物等の所有者（同族法人及び親子を含む。）を単位として作成する。

二　縮尺は、原則として、次の区分による。

(1)　建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木

100 分の 1 又は 200 分の 1

(2)　庭園、墳墓、庭木等

50 分の 1 又は 100 分の 1

三　用紙は、工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 11 条により制定された日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）Ａ列３番を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、日本工業規格Ａ列２番によることができる（以下この節において同じ。）。

四　敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。

五　土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。

六　建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。

七　図面中に次の事項を記入する。

(1)　敷地面積

(2)　用途地域

(3)　建ぺい率

(4)　容積率

(5)　建築年月

(6)　構造概要

(7)　建築面積（一階の床面積をいう。以下同じ。）

(8)　建物延べ床面積

（法令に基づく施設改善）

第８１条　法令に基づく施設改善の調査書は、第 70 条の調査結果を基に作成するものとする。

２　当該建物又は工作物が建設時又は大規模な増改築時においては法令に適合していたが、調査時においては法令に適合していない（このような状態にある建物又は工作物を、以下「既存不適格物件」という。）と認められる場合には、次の各号に掲げる事項を調査書に記載するものとする。

一　法令名及び条項

二　改善内容

（木造建物）

第８２条　木造建物の図面及び調査書は、第 71 条の調査結果を基に作成するものとする。

２　木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、木造建物要領により作成するものとする。
３　木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。
一　基礎伏図（縮尺 100 分の 1）
二　床伏図（縮尺 100 分の 1）
三　軸組図（縮尺 100 分の 1）
四　小屋伏図（縮尺 100 分の 1）

（木造特殊建物）
第８３条　木造特殊建物の図面及び調査書は、第 72 条の調査結果を基に作成するものとする。
２　図面は、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。
一　基礎伏図（縮尺 100 分の 1）
二　床伏図（縮尺 100 分の 1）
三　軸組図（縮尺 100 分の 1）
四　小屋伏図（縮尺 100 分の 1）
五　断面図（矩計図）（縮尺 50 分の 1）
六　必要に応じて上記各図面の詳細図（縮尺は適宜のものとする。）
３　調査書は、木造建物要領に準じ、次の各号により作成するものとする。
一　建物ごとに、推定再建築費を積算するために必要な数量を算出する。
二　当該建物の移転工法の認定及び補償額の算出が可能となる内容とする。

（非木造建物）
第８４条　非木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、第 73 条第１項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。
２　非木造建物〔Ⅱ〕の図面及び調査書は、第 73 条第２項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。

（機械設備）
第８５条　機械設備の図面及び調査書は、第 74 条の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする。

（生産設備）
第８６条　生産設備の図面及び調査書は、第 75 条の調査結果を基に作成するものとする。
２　図面は、生産設備の種類、構造、規模等を考慮して、補償額の算定に必要となる平面図、立面図、構造図、断面図等を作成するものとする。
３　調査書は、前条に準じ作成するものとする。

（附帯工作物）
第８７条　附帯工作物の調査表及び図面は、第 76 条の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。

（庭園）

第８８条　庭園の調査書は、第 77 条の調査結果を基に庭園工作物は附帯工作物要領に定める調査表、庭園立竹木は立竹木要領に定める調査表を用いて、積算に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

（墳墓）

第８９条　墳墓の図面及び調査書は、第 78 条の調査結果を基に改葬及び祭し料要領により作成するものとする。

（立竹木）

第９０条　立竹木の図面及び調査書は、第 79 条の調査結果を基に立竹木要領により作成するものとする。

第３節　算　定

（移転先の検討）

第９１条　工場、店舗、営業所、ドライブイン、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下「大規模工場等」という。）以外の建物等を移転する必要があり、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合には、残地が建物等の移転先地として基準細則第 15 第１(四)第一号から第四号までの要件に該当するか否かの検討を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

　なお、大規模工場等の建物等を移転する必要があり、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合は、第 10 章移転工法案の検討により行うものとする。

一　移転想定配置図（縮尺 100 分の１～500 分の１程度）

二　有形的・機能的・法制的検討を行った資料（検討概要書）

２　前項の検討に当たり残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物（以下「照応建物」という。）の推定建築費は、策定した計画建物案に基づき、概算額により積算するものとする。

　また、概算額の積算に必要となる、平面図、立面図等はこのための必要最小限度のものを作成するものとする。

　なお、監督員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、この限りでない。

３　第１項の検討に当たり、当該委託契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督員から教示を得るものとする。

４　前３項の検討に当たり、移転を必要とする残地内の建物等については、第 80 条で定める図面に対象となるものを明示するものとする。

（法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定）

第９２条　既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運

用益損失額の算定は、第 81 条の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、基準細則第 15 第 7 項の定めるところにより行うものとする。

（木造建物）

第９３条　木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第 83 条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

　なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、木造建物要領第２条第３項に定めるところによる。

２　木造建物の補償額の算定は、監督員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

（木造特殊建物）

第９４条　木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第 83 条で作成した図面及び調査書を基に積算するものとする。

　なお、その積算に当たっては、木造建物要領第２条第３項に定めるところによるものとする。

２　木造特殊建物の補償額の算定は、監督員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

（非木造建物）

第９５条　非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第 84 条で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔Ⅰ〕については非木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

　なお、非木造建物〔Ⅱ〕の推定再建築費の積算に当たっては、非木造建物要領第３条第３項に定めるところによるものとする。

２　非木造建物の補償額の算定は、監督員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

（照応建物の詳細設計）

第９６条　第 91 条第２項の照応建物の推定建築費の概算額により第 91 条第１項の検討を行った場合は、監督職員と協議するものとする。

２　前項の協議により照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の推定建築費の積算又は第 91 条第２項なお書きによる照応建物の推定建築費の概算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。

一　照応建物についての計画概要表（様式第 11 号の 1、第 11 号の 2）

二　面積比較表（様式第 11 号の 4）

（機械設備）

第９７条　機械設備の補償額の算定は、第 85 条で作成した資料を基に機械設備要領により行い、機械設備要領別添２機械設備工事費算定基準第８の算定内訳書及び機械設備直接工事費明細

書は、関東地区用地対策連絡協議会の損失補償算定標準書（以下「標準書」という。）の様式を用いるものとする。

（生産設備）

第９８条　生産設備の補償額の算定は、第 86 条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討し、標準書の附帯工作物補償額算定書を用いて行うものとする。

２　生産設備の補償額の算定に専門的な知識が必要であり、かつ、メーカー等でなければ算定が困難と認められるものについては、前条に準じて処理するものとする。

（附帯工作物）

第９９条　附帯工作物の補償額の算定は、第 87 条で作成した資料を基に附帯工作物要領及び標準書により行い、附帯工作物要領第７条の附帯工作物補償額算定書は標準書の様式を用いるものとする。

（庭園）

第１００条　庭園の補償額の算定は、第 88 条で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討し、標準書の附帯工作物補償額算定書を用いて行い、立竹木は標準書により行うものとする。

（墳墓）

第１０１条　墳墓の補償額の算定は、第 89 条で作成した資料を基に改葬及び祭し料要領により行うものとする。

（立竹木）

第１０２条　立竹木の補償額の算定は、第 90 条で作成した資料を基に立竹木要領により行うものとする。

第７章　営業その他の調査

第１節　調　査

（営業その他の調査）

第１０３条　営業その他の調査とは、営業、居住者等及び動産に関する調査をいう。

（営業に関する調査）

第１０４条　法人が営業主体である場合の営業に関する調査は、補償額の算定に必要となる次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一　営業主体に関するもの

⑴　法人の名称、所在地、代表者の氏名及び設立年月日

⑵　移転等の対象となる事業所等の名称、所在地、責任者の氏名及び開設年月日

⑶　資本金の額

⑷　法人の組織（支店等及び子会社）

⑸　移転等の対象となる事業所等の従業員数及び平均賃金

⑹　移転等の対象となる事業所等の敷地及び建物の所有関係

二　業務内容に関するもの

⑴　業種

⑵　移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目

⑶　原材料、製品又は商品の主な仕入先及び販売先（得意先）

⑷　品目等別の売上構成

⑸　必要に応じ、確定申告書とともに税務署に提出した事業概況説明書写を収集する。

三　収益及び経費に関するもの

営業調査表（様式第 12 号の 1 から第 12 号の 4）の各項目を記載するために必要とする次の書面又は簿冊の写を収集する。

⑴　直近３か年の事業年度の確定申告書（控）写。税務署受付印のあるものとする。

⑵　直近３か年の事業年度の損益計算書写及び貸借対照表写

⑶　直近１年の事業年度の総勘定元帳写及び固定資産台帳写。 特に必要と認める場合は直近３か年とする。

⑷　直近１年の事業年度の次の帳簿写。特に必要と認める場合は直近３か年とする。

イ　正規の簿記の場合

売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳及び預金出納帳

ロ　簡易簿記の場合

現金出納帳、売掛帳、買掛帳及び経費帳四　その他補償額の算定に必要となるもの

２　個人が営業主体である場合の営業に関する調査は、前項に準じて行うものとする。

３　仮営業所に関する調査を指示されたときは、次の各号による調査を行うものとし、調査の結果、仮営業所として適当なものが存しないと認めるときは、その旨を監督員に報告するものとする。

一　仮営業所設置場所の存在状況並びに賃料及び一時金の水準

二　仮営業所用建物の存在状況並びに賃料及び一時金の水準

三　仮設組立建物等の資材のリースに関する資料

（居住者等に関する調査）

第１０５条　居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一　氏名及び住所（建物番号及び室番号）

二　居住者の家族構成（氏名及び生年月日）

三　住居の占有面積及び使用の状況

四　居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間

五　その他必要と認められる事項

２　居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。

３　前２項の調査は、賃貸借契約書、住民票等により行うものとする。

（動産に関する調査）

第１０６条　動産に関する調査は、動産移転料調査算定要領（案）（平成 30 年 3 月 22 日付け中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ（以下「動産要領」という。））により行うものとする。

第２節　調査書の作成

（調査書の作成）

第１０７条　営業に関する調査書は、第 104 条の調査結果を基に営業調査表（様式第 12 号の１から第 12 号の４）に所定の事項を記載することにより作成するものとする。

２　居住者等に関する調査書は、第 105 条の調査結果を基に居住者調査表（様式第 13 号の１、第 13 号の２）に所定の事項を記載することにより作成するものとする。

３　動産に関する調査書は、前条の調査結果を基に動産要領により作成するものとする。

第３節　算 定

（補償額の算定）

第１０８条　営業に関する補償額の算定は、監督員から営業補償の方法につき指示を受けるほか、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該委託契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、行うものとする。

２　前項の場合において、仮営業所設置費用を算定するときは、仮営業所の設置方法について監督員の指示を受けるものとする。

３　動産移転料の算定は、前条第３項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積を徴するものとする。

第８章　消費税等調査

（消費税等に関する調査等）

第１０９条　消費税等に関する調査等とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう。ただし、権利者が国の機関、地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は消費税法第 2 条第 7 号に定める人格のない社団等であるときは、適用しないものとする。

（調査）

第１１０条　土地等の権利者等が消費税法第2 条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

一　前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
二　基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
三　基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」
四　消費税簡易課税制度選択届出書
五　消費税簡易課税制度選択不適用届出書
六　消費税課税事業者選択届出書
七　消費税課税事業者選択不適用届出書
八　消費税課税事業者届出書
九　消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
十　法人設立届出書
十一　個人事業の開廃業等届出書
十二　消費税の新設法人に該当する旨の届出書
十三　消費税課税事業者届出書（特定期間用）
十四　特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書(控)、源泉徴収簿等）
十五　特定新規設立法人に該当する旨の届出書
十六　その他の資料

２　受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

（補償の要否の判定等）

第１１１条　消費税等に関する調査書は、第 110 条の調査結果を基に作成するものとする。

２　調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「損失の補償等に関する消費税及び地方消費税相当額の算定実施要領」（平成 9 年 11 月 1 日用第 206 号土木部長通知））により、補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、消費税等調査表（様式第 14 号）を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適当又は困難と認めたときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

第９章　予備調査

第１節　調　査

（予備調査）

第１１２条　予備調査とは、大規模工場等の敷地が取得等の対象となる場合で、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められるもの等について、建物等の調査に先立ち当該大規模工場等の企業内容、使用実態、土地の取得等に伴う建物等の影響の範囲及び想定される概略の移転計画（レイアウト）案の作成に必要な事項の調査を行うことをいう。

（企業内容等の調査）

第１１３条　予備調査に係る大規模工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一　名称、所在地及び代表者名

二　業種及び製造、加工又は販売等の主な品目

三　所有者又は占有者の組織

四　他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係

五　財務状況

六　原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）

七　製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）

八　その他移転計画案の検討に必要と認める事項

（敷地使用実態の調査）

第１１４条　予備調査に係る大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一　敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状

二　用途地域等の公法上の規制

三　各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）

四　敷地内の使用状況等

⑴　屋外に設置されている機械設備､生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等

⑵　駐車場の位置及び収容可能台数

⑶　原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量

⑷　工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）に基づく緑地の位置及び面積

五　前条第 7 号の製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係

六　その他移転計画案の検討に必要と認める事項

七　敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

（建物調査）

第１１５条　予備調査に係る建物の調査は、前２条の調査結果を基に土地等の取得等の対象と

なる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第 71 条から第 73 条までに準ずる方法により行うものとする。この場合における構造概要、立面、建築設備等の調査は、概算による推定再建築費の積算が可能な程度に行うものとする。

２　前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるに当たっては、監督員の指示を受けるものとする。

３　写真の撮影は、建物の概要を把握できるよう行うものとする。

（機械設備等調査）

第１１６条　予備調査に係る機械設備、生産設備及び附帯工作物の調査は、前条に準じて行うものとする。

２　写真の撮影は、主たる機械設備等の概要を把握できるよう行うものとする。

第２節　調査書等の作成

（企業概要書）

第１１７条　企業内容等の調査書は、第 113 条の調査結果を基に企業概要書（様式第 15 号の 1）を用いて、作成するものとする。

（配置図）

第１１８条　予備調査に係る大規模工場等の配置図は、当該工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第 114 条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

一　建物、屋外の主たる機械設備及び生産設備、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）

二　製品等の製造、加工又は販売等の工程

三　縮尺は、500 分の 1 又は 1,000 分の 1

（建物、機械設備等の図面作成）

第１１９条　予備調査に係る大規模工場等の建物及び機械設備等の図面は、概算による推定再建築費等の積算が可能な程度の平面図及び立面図等を必要最小限度作成するものとする。

（移転計画案の作成）

第１２０条　予備調査に係る大規模工場等の移転計画案は、第 113 条から第 116 条までの調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で２又は３案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第 15 第 1（四）第一号から第三号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

一　製品等の製造、加工又は販売等の工程の変更計画

二　建物、機械設備等の移転計画

三　照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
四　建物、機械設備等の移転工程表
五　移転計画図（縮尺 500 分の 1 又は 1,000 分の 1）
六　移転工法（計画）案検討概要書（様式第 15 号の 2）
七　移転工法（計画）各案の比較表（様式第 15 号の 3）

２　前項の検討に当たり、照応建物の推定建築費は第 119 条に定める図面のほか、次の各号に掲げるものを作成し、積算するものとする。
一　照応建物についての計画概要表（様式第 11 号の 1、第 11 号の 2）
二　面積比較表（様式第 11 号の 4）
三　平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第 11 号の 3）

第３節　算　定

（補償概算額の算定）

第１２１条　前条で作成する移転計画案（2 又は 3 案）の補償概算額の算定は、第 117 条から第 120 条までで作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

第１０章　移転工法案の検討

第１節　調 査

（移転工法案の検討）

第１２２条　移転工法案の検討とは、大規模工場等の敷地の一部が取得等の対象となる場合において、当該敷地に存在する建物等の機能の全部又は一部を残地において回復するための通常妥当とする移転方法等の案を検討することをいう。

（企業内容等の調査）

第１２３条　大規模工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第 117 条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

一　名称、所在地及び代表者名
二　業種及び製造、加工又は販売等の品目
三　所有者又は占有者の組織
四　他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
五　財務状況
六　原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
七　製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）
八　その他移転工法案の検討に必要と認める事項

（敷地使用実態の調査）

第１２４条　大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第 114 条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

一　敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
二　用途地域等の公法上の規制
三　各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
四　敷地内の使用状況等
　⑴　屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等
　⑵　駐車場の位置及び収容可能台数
　⑶　原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量
　⑷　工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）に基づく緑地の位置及び面積
五　前条第 7 号の製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係
六　その他移転工法案の検討に必要と認める事項
七　敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

第２節　調査書等の作成

（企業概要書）

第１２５条　企業内容等の調査書は、第123条の調査結果を基に企業概要書(様式第20号の1)を用いて、作成するものとする。

（移転工法案の作成）

第１２６条　大規模工場等の移転工法案は、第69条から第77条まで、第79条、第123条及び第124条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第15第1(四)第一号から第三号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

一　製品等の製造、加工又は販売等の工程の変更計画

二　建物（残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。）、機械設備等の移転計画

三　照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要

四　建物、機械設備等の移転工程表

五　移転計画図（縮尺500分の1又は1,000分の1）

六　移転工法（計画）案検討概要書（様式第15号の2）

七　移転工法（計画）各案の比較表（様式第15号の3）

２　前項の検討に当たり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。

なお、監督員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。

一　照応建物についての計画概要表（様式第11号の1、第11号の2）

二　面積比較表（様式第11号の4）

三　平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第11号の3）

（補償額の比較）

第１２７条　前条の移転工法案を作成したときは、基準細則第15第1(四)第四号に定める補償額の比較を行うものとする。

２　第１項の検討に当たり、当該委託契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督員から教示を得るものとする。

第１１章　再算定業務

（再算定業務）

第１２８条　再算定業務とは、建物等の補償額について再度算定する（再調査して算定する場合を含む。）ことをいう。

（再算定の方法）

第１２９条　建物等の補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の移転工法及び補償額の算定方法により行うものとする。

一　補償額の算定項目、算定方法等に係る基準、運用方針又は調査算定要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。

二　再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき補償額を算定する。

この場合における移転工法は、監督員の指示による。

第１２章　補償説明

（補償説明）

第１３０条　補償説明とは、権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む。）の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容（以下「補償内容等」という。）の説明を行うことをいう。

（概況ヒアリング等）

第１３１条　受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督員から当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、補償内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

２　受注者は、現地踏査後に補償説明の対象となる権利者等と面接し、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

（説明資料の作成等）

第１３２条　権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。

一　当該区域全体及び権利者ごとの処理方針の検討

二　権利者ごとの補償内容等の整理

三　権利者に対する説明用資料の作成

（権利者に対する説明）

第１３３条　権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。

一　２名以上の者を一組として権利者と面接すること

二　権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと

２　権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

（記録簿の作成）

第１３４条　受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第 16 号）に記載するものとする。

（説明後の措置）

第１３５条　受注者は、補償説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督員に報告するものとする。

２　受注者は、当該権利者に係る補償内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督員にその旨を報告するものとする。

３　受注者は、権利者が説明を受け付けない若しくは当該事業計画、補償内容等又はその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

第１３章　事業認定申請図書等の作成

（事業認定申請図書等の作成）

第１３６条　事業認定申請図書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいうものとする。

一　事業認定申請図書の作成

二　裁決申請図書の作成

三　明渡裁決申立図書の作成

（事業認定申請図書の作成）

第１３７条　事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下この章において「法」という。）第 16 条に規定する事業の認定を受けるため、法第 18 条の規定による事業認定申請書及び添付書類等を作成することをいう。

（事業計画の説明）

第１３８条　事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督員等から説明を受けるものとする。

（現地踏査）

第１３９条　事業認定申請図書の作成に当たって行う現地踏査においては、事業認定申請に係る起業地を含む事業地の踏査を行うものとする。

（起業地の範囲の検討）

第１４０条　起業地の範囲の検討は、事業認定申請区間に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。

２　前項による事業認定申請の範囲を検討したときは、監督員と協議するものとする。

（事業認定申請図書の作成方法）

第１４１条　事業認定申請図書は、法第 18 条並びに法施行規則（昭和 26 年建設省令第 33 号。以下この章において「規則」という。）第 2 条及び第 3 条に定めるところに従うほか、監督員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

（事前相談用資料の作成方法）

第１４２条　事業認定申請図書の事前相談用資料の作成は、前条の定めるところにより、法第 20 条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。

（事前相談用資料の提出）

第１４３条　受注者は、前条の事前相談用資料の作成が完了したときは、速やかに、監督員に当該資料を提出するものとする。

（本申請図書の作成）

第１４４条　事業認定機関との事前相談の完了に伴う本申請図書の作成は、監督員の指示により事前相談用資料を修正し、又は補足資料を整備して行うものとする。

（裁決申請図書の作成）

第１４５条　裁決申請図書の作成とは、法第 40 条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

（裁決申請図書の作成方法）

第１４６条　裁決申請図書は、法第 40 条並びに規則第 16 条及び第 17 条に定めるところに従うほか、監督員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

（明渡裁決申立図書の作成）

第１４７条　明渡裁決申立図書の作成とは、法第 47 条の 3 に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

（明渡裁決申立図書の作成方法）

第１４８条　明渡裁決申立図書は、法第 47 条の 3 並びに規則第 17 条の 6 及び第 17 条の 7 に定めるところに従うほか、監督員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

第１４章　地盤変動影響調査等

第１節　調 査

（地盤変動影響調査）

第１４９条　地盤変動影響調査とは、事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により建物その他の工作物（以下この章において「建物等」という。）に損害等が生ずるおそれがあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行う建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）並びに工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の状況の調査（以下「事後調査」という。）をいう。

（調査）

第１５０条　地盤変動影響調査は、地盤変動影響調査算定要領（平成 24 年 3 月 30 日付け国土用第 51 号土地・建設産業局地価調査課長通知）により行うものとする。

２　前項により難い場合は、監督員の指示により必要な調査を行うものとする。

（費用負担の要否の検討）

第１５１条　損害等をてん補するために必要な費用負担の要否の検討は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が事業に係る工事の施行によるものと認められるものについて、建物等の全部又は一部が損傷し、又は損壊することにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行うものとする。

２　前項の検討結果については、速やかに監督員に報告するものとする。

第２節　算　定

（費用負担額の算定）

第１５２条　損害等が生じた建物等の費用負担額の算定は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。

２　前項により難い場合は､監督員の指示する方法により費用負担額の算定を行うものとする。

第３節　費用負担の説明

（費用負担の説明）

第１５３条　費用負担の説明とは、事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。

（概況ヒアリング等）

第１５４条　受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督員から当該工事の内容、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、費用負担の内容等、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

２　受注者は、現地踏査後に費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

（説明資料の作成等）

第１５５条　権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。

一　説明対象建物等及び権利者ごとの処理方針の検討

二　権利者ごとの費用負担の内容等の確認

三　権利者に対する説明用資料の作成

（権利者に対する説明）

第１５６条　権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。

一　2名以上の者を一組として権利者と面接すること。

二　権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。

２　権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に費用負担の内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

（記録簿の作成）

第１５７条　受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第16号）に記載するものとする。

（説明後の措置）

第１５８条　受注者は、費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督員に報告するものとする。

２　受注者は、当該権利者に係る費用負担の内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督員にその旨を報告するものとする。

３　受注者は、権利者が説明を受け付けない又は費用負担の内容等若しくはその他事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

第１５章　写真台帳の作成

（写真台帳の作成）

第１５９条　受注者は、第 6 章、第 7 章、第 9 章、第 10 章及び第 14 章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

一　第 6 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査区域の概況が容易にわかるものとする。

二　第 6 章及び第 7 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は建物の全景及び建物の主要な構造部分並びに建物が存在する周囲の状況並びに建物以外の土地に定着する主要な工作物が容易にわかるものとする。

三　第 7 章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、動産の種類、形状、収用状況等が容易にわかるものとする。

四　第 7 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、営業商品の陳列状況、生産の稼動状況、原材料及び生産品等が容易にわかるものとする。

五　第 9 章、第 10 章及び第 14 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督員の指示により前各号に準じて行うものとする。

六　第 14 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。

２　写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置及び方向並びに写真番号を記入するものとする。

３　写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の記名押印をするものとする。

第１６章　土地調書及び物件調書の作成等

（土地調書等の作成）

第１６０条　受注者は、第3章、第4章、第6章及び第7章に定める業務の成果物により、土地調書（様式第17号）及び物件調書（様式第18号）を作成するものとする。

附 則

（施行期日）

１　この仕様書は、平成25年７月１日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

（関係仕様書の廃止）

２　用地調査等標準仕様書（平成２年３月30日付け中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ）は、廃止する。

附 則

この仕様書は、平成27年10月１日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則

この仕様書は、平成28年６月１日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

附 則

この仕様書は、平成30年10月１日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。

様式第１号（第 18 条関係）

年　　月　　日

殿

発注者　　住所
氏名　（監督職員氏名）　　印

貸 与 品 等 引 渡 通 知 書

下記のとおり貸与品等を引渡します。

業　務　名			契約年月日	年　　月　　日
品　　目	規　　格	単位	数　量	備　　考

（注）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦とする。

様式第２号（第18条関係）

年　　月　　日

殿

受注者 住　　所
商号又は氏名　　印
主任担当者　　印

貸　与　品　等　受　領　書

下記のとおり貸与品等を受領しました。

業　務　名			契約年月日			年　　月　　日
品　　目	規　格	単位	数　　量			備　　考
			前回まで	今　回	累　計	
						月　日から の今回受領分 月　日まで

（注）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦とする。

様式第４号（第18条関係）

年　　月　　日

殿

受注者　住　　所
商号又は氏名　　印
主任担当者　　印

貸　与　品　等　返　納　書

下記のとおり貸与品等の使用残を返納します。

業　務　名			契約年月日	年　　月　　日
品　　目	規　　格	単位	数　量	備　　考

（注）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦とする。

様式第5号（第20条関係）

年　　月　　日

殿

受注者　住　　所
商号又は氏名　　印
主任担当者　　印

障害物伐除報告書

年　　月　　日契約の　　のため、障害物を伐除したので用地調査等業務共通仕様書第20条第2項の規定に基づき、別紙調査表を添えて報告します。

（注）1　別紙調査表は、立竹木調査表等に準じて作成するものとする。
2　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦とする。

様式第６号（第23条関係）

用 地 調 査 等 業 務 日 報

期　　日	年　月　日	
施　行　期　間	自　　年　月　日	
	至　　年　月　日	
業 務 の 名 称		
調 査 等 の 箇 所		

業務及びその内容

その他必要事項

総括監督員	主任監督員	監督員	主任担当者	担当技術者	

（注）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦とする。

様式第７号の１（第47条関係）

土地の登記記録調査表（一覧）

整理番号	表題部				権利部			備考
					甲区		乙区	
	所在	地番	地目	地積 ㎡	所有者	住所	有無	

（注）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４横とする

様式第７号の２（第47条関係）

土　　地　　調　　査　　表

整理番号	

不動産登記簿			分割の部	用地		登記記録調査	調査年月日		調査者	
表題部		権利部		符号	地積	法人登記簿又は商業登記簿調査				
所在地	都府県　郡市　区									
	町村　大字　字					戸籍簿等調査				
地番		地目		残地		現況調査				
地積				符号	地積	課税評価格				
所有者						所有権以外の権利又は仮登記の調査				
備考			現況調査	地目	地積					
戸籍簿等又は法人商業登記簿の調査			その他土地等の評価に必要な資料の調査							

（注）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４横とする。

様式第８号の１（第47条関係）

建物の登記記録調査表（一覧）

整理番号	所在地番	表題部					権利部		備考
							甲区	乙区	
		家屋番号	種類	構造	床面積	原因及びその日付	所有者	有無	

（注）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４横とする。

様式第８号の２（第 47 条関係）

建物の登記記録調査表

<table>
<tr><td colspan="2">調査年月日</td><td></td><td>調査者</td><td></td><td>整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="7">表　題　部（主たる建物の表示、附属建物の表示）</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　在</td><td colspan="3"></td><td>家屋番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">種　類</td><td></td><td>構 造</td><td></td><td>床 面 積</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">登記原因及びその日付</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">所有者</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="7">権　利　部　甲　区　欄（所 有 権）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">登記名義人</td><td>氏 名 、 名 称</td><td colspan="3"></td><td>共有持分</td><td></td></tr>
<tr><td>住所、所在地</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>氏 名 、 名 称</td><td colspan="3"></td><td>共有持分</td><td></td></tr>
<tr><td>住所、所在地</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="7">権　利　部　乙　区　欄（所有権以外の権利）</td></tr>
<tr><td rowspan="8">登記名義人</td><td>氏 名 、 名 称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>住所、所在地</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>権 利 の 種 類</td><td colspan="2"></td><td>権利の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>権 利 の 始 期</td><td colspan="2"></td><td>存 続 期 間</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏 名 、 名 称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>住所、所在地</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>権 利 の 種 類</td><td colspan="2"></td><td>権利の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>権 利 の 始 期</td><td colspan="2"></td><td>存 続 期 間</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="7">仮登記の内容</td></tr>
</table>

（注）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦とする。

様式第９号の１（第 47 条関係）

権 利 者 調 査 表 （ 土 地 ）

<table>
<tr><td colspan="2">調査年月日</td><td></td><td>調査者</td><td></td><td>整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="12">権利者が法人以外</td><td colspan="2">登記名義人の氏名</td><td colspan="2"></td><td>生年月日
死亡年月日</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">登記名義人の住所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">相 続 関 係</td><td>相続系統図</td><td colspan="2">別 紙</td></tr>
<tr><td colspan="2">相続人の氏名</td><td>生年月日
死亡年月日</td><td>被相続人との続柄</td><td colspan="2">相続人の住所</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">法定代理人等</td><td>氏 名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>住 所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">財 産 管理人</td><td>氏 名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>住 所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">権利者が法人</td><td colspan="2">法人の名称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">主たる事務所の所在地</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人の代表者</td><td>氏 名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>住 所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">破産管財人等</td><td>氏 名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>住 所</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

（注） 用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦とする。

様式第９号の２（第47条関係）

権 利 者 調 査 表 （ 建 物 ）

<table>
<tr><td colspan="2">調査年月日</td><td></td><td>調査者</td><td></td><td>整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="12">権利者が法人以外</td><td colspan="2">登記名義人の氏名</td><td colspan="2"></td><td>生年月日
死亡年月日</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">登記名義人の住所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="3">相 続 関 係</td><td colspan="2"></td><td>相続系統図</td><td>別 紙</td></tr>
<tr><td colspan="2">相続人の氏名</td><td>生年月日
死亡年月日</td><td>被相続人との続柄</td><td colspan="2">相続人の住所</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">法定代理人等</td><td>氏 名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>住 所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">財 産 管理人</td><td>氏 名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>住 所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">権利者が法人</td><td colspan="2">法人の名称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">主たる事務所の所在地</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人の代表者</td><td>氏 名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>住 所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">破産管財人等</td><td>氏 名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>住 所</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

（注） 用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦とする。

様式 10 号（第 53 条関係）

年　　月　　日

殿

土地所有者
住　所
氏　名　　印
関　係　人
住　所
氏　名　　印
住　所
氏　名　　印
〃
〃

土 地 境 界 立 会 確 認 書

起業　　工事用地の測量のため下記記載の土地の境界について、私共が現場で立ち会いのうえ、確認いたしました。

記

都　　市　　町
区
県　　郡　　村

対　　象　　地					対象地に対する隣接地					摘要
大字	字	地番	地目	公簿地積	大字	字	地番	地目	関 係 人	

（注）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦とする。

様式第 11 号の 1（第 96 条、第 120 条、第 126 条関係）

計画概要表（検討資料）

整理番号		検討月日		検討者			
所在地				用途地域		建ぺい率	
土地所有者				容積率		その他	
建物所有者				家族人員		占有者	
建物の構造概要			一階面積	二階面積	三階面積	延べ面積	主たる用途
(1)			,	,	,	,	
(2)			,	,	,	,	
(3)			,	,	,	,	
(4)			,	,	,	,	
計			,	,	,	,	

敷地面積(A)	,	事業用地率 (B)／(A)	,	特記事項
事業用地面積 (B)	,	残地建築可能面積	,	
残地又は建築可能面積(C)	,	建築可能延べ面積	,	

営業の実態

業種		基本額	収益	円		
従業員数			給料	円		
一か月の売上			固定経費	円		
			計	円		

検討結果

（注） 用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦とする。

様式第11号の2（第96条、第120条、第126条関係）

計　画　概　要　表

<table>
<tr><td colspan="2">所　在　地</td><td></td><td rowspan="5">敷地面積等の確認</td><td rowspan="5">・　㎡
1．残地実測図
2．図上求積
3．その他</td><td colspan="2">特　記　事　項</td></tr>
<tr><td colspan="2">建物所有者</td><td></td><td rowspan="4">用途（機能）に係るもの</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">土地所有者</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">道路関係</td><td>計画道路等</td><td></td></tr>
<tr><td>敷地に接面する道路</td><td>郡・区・私・　m
42条2項　年　月　日
道路（第　号）
道路後退距離　m</td></tr>
<tr><td rowspan="15">建築基準法関係</td><td>都市計画</td><td colspan="3">区域内・区域外・市街化区域・市街化調整区域</td><td rowspan="5">構造（基礎）に係るもの</td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">区域・地区</td><td colspan="3">第一種住専・第二種住専・住居・近隣商業・準工業・工業</td></tr>
<tr><td colspan="3">工業専用・特別用途地区（　　）無指定</td></tr>
<tr><td colspan="3">高度地区（　）種・美観地区・風致地区第（　）種</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>防火指定</td><td colspan="3">防火・準防火・無指定</td></tr>
<tr><td>22条・23条指定地域</td><td colspan="3">防火しなければならない範囲</td><td rowspan="8">設備に係るもの</td><td rowspan="8"></td></tr>
<tr><td>建ぺい率</td><td colspan="3">（　）%　敷地に二以上の地域・地区のある場合（　）%</td></tr>
<tr><td>角地適用</td><td colspan="3">有・無　（条件　　）</td></tr>
<tr><td>容積率</td><td colspan="3">（　）%　敷地に二以上の地域・地区のある場合（　）%</td></tr>
<tr><td>絶対高</td><td colspan="3">有・無（　　）m</td></tr>
<tr><td>建築協定</td><td colspan="3">有・無（　　）</td></tr>
<tr><td>壁面後退</td><td colspan="3">有・無（　　）</td></tr>
<tr><td>斜線
北側斜線
隣地斜線
道路斜線
（図示）</td><td colspan="3"></td><td>その他</td><td></td></tr>
</table>

注　計画道路等は、用地買収によって新設道路又は河川敷等をいう。
　　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４横とする。

様式第 11 号の 3（第 120 条、第 126 条関係）

計　画　概　要　比　較　表

項目		A案	B案	C案
敷地面積 ㎡ （　・　）	建ぺい率（　　%）	・　　%	・　　%	・　　%
	容積率（　　%）	・　　%	・　　%	・　　%
	建物（計画）延べ面積	・　　㎡	・　　㎡	・　　㎡
	面積増減率	・　　㎡（　・　%）	・　　㎡（　・　%）	・　　㎡（　・　%）
建築基準法その他法令上の問題点				
平面計画上の メリット及びデメリット メリット＝(M) デメリット＝(D)	(M)			
	(D)			
総合判断				
判定				

（注）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４横とする。

様式第11号の4（第96条、第120条、第126条関係）

面　積　比　較　表

建物No.	現状建物			A案			B案			C案			備考
	階	室名	面積	階	面積	増減	階	面積	増減	階	面積	増減	
1階床面積													
2階床面積													
3階床面積													
4階床面積													
建物延べ面積													
面積増減率			①			%			%			%	

様式第 12 号の 1（第 104 条, 第 107 条関係）

営 業 調 査 総 括 表（1）

調査番号		調 査 期 間			調査担当者名		
名　　称		法人 個人 青・白	代表者名		住　所	TEL（　　）	
営　業　種　目			開業年月日		資 本 金		
所　　属 (組合・団体)名			従 業 員 数		売場面積等		
移転対象地	営 業 所 名		所　在　地				
	営 業 種 目		製　品　の 許 認 可 等		従業員数		

本支店の関連図（組織図）

所得申告額	年別 資料出所先	年	年	年	主な販売製造又は品目	主な販売製造品目	主な仕入れ先	主な販売先	売上構成 品目	売上構成 構成比（%）
	税　務　署	円	円	円			（　　軒）	（　　軒）		
	税務事務所									
	市　町　村									

所得額の計算	年別 項　目	年	年	年	摘　　要
	総売上高	円	円	円	
	期末棚卸高				
	当期製造原価				
	当期仕入額				
	期首棚卸高				
	売買差益				
	営業費				
	差引所得額				

売上高の概略調査		
	商品の回転率によるもの （年間在庫高が平均している場合）	平均在庫高（　　円）年平均回転率（　　%）
	従業員数によるもの （従業員の数により売上高が左右される場合）	１人１か月（又は１日）平均売上高（　　円）
	売場面積によるもの （売場面積により売上高が左右される場合）	１か月平均（　　㎡）当たり売上高（　　円）
	客数によるもの （１人の料金又は購買額がほぼ同一の場合）	１か月（又は１日）平均客数（　　人） 料金等（　　円）

（注）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦とする。

様式第12号の2（第104条,第107条関係）

営業調査総括表（2）

販売方法等	販売方法	店舗	%	代金決済方法	現金	%	販売先	県内	%
		外交			売掛			地方	
		通信			月賦			輸出	
		その他			その他			その他	

得意先の状況	売上に占める地元固定客の割合（　　%）	営業の季節的変動	売上の多い時期（　　月～　　月） 売上の少ない時期（　　月～　　月）

	営業費明細			営業用固定経費明細		
	科目	金額	摘要	科目	金額	摘要
一般管理費・販売費等	給料・手当	円		公租公課	円	
	荷造・運賃			基本料金		
	消耗品費			減価償却費		
	水道光熱費			維持管理費		
	宣伝広告費			法定福利費		
	通信・交通費			宣伝広告費		
	接待交際費			諸組合費		
	福利厚生費					
	修繕費					
	公租公課					
	その他			その他		
	計			計		

	固定資産		流動資産	
営業用資産	現在価格の総額	売却・取り壊し処分・スクラップ価格の総額	現在価格の総額	売却価格の総額
	円	円	円	円

主な取引金融総額		
労働協約等の内容	労働協約　あり・なし	
	就業規則　あり・なし	
	雇用契約　あり・なし	
	その他	
立地条件等	立地条件	
	地域的特性	
	その他	
その他		

（注）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦とする。

様式第 12 号の 3（第 104 条, 第 107 条関係）

従　業　員　調　査　表

従業員氏名	性別	年令	職　　種	1箇月の平均賃金	備　　考

（注）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦とする。

様式第 12 号の 4（第 104 条, 第 107 条関係）

仕　入　先　調　査　表

仕　入　先　名　称	所　　在	品　　名	金　　額

（注）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦とする。

様式第 13 号の 1（第 107 条関係）

居 住 者 調 査 表

（自家・家主）	調査者		調 査 年月日		整 理 番 号	

住　　所	都　　郡　　町 府　　区　大字　字　番地 県　　市　　村				
氏名又は名称		法人を代表する者の氏名及び住所		電話番号	局　　番(呼)
土地の所有者 住所・氏名					
取得年月日 不明の時は推定	年　　月　　日	居住年月日 不明の時は推定	年　　月　　日		

続　　柄	氏　　名	生年月日	勤務先 所在地	職　　業
世　帯　主		年　　月　　日		
		年　　月　　日		
		年　　月　　日		

貸家・貸間を有する場合

貸家 の別 貸間	貸家 所在地 貸間	借家 人氏名 借間	家賃	貸家 面積 貸間	権利金 敷金	契約 年月日	契約書 の有無
			円	㎡	円		有・無

戸籍簿等の調査			
使用状況		住居面積	
摘　　要			

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦とする。

様式第 13 号の 2（第 107 条関係）

居 住 者 調 査 表

調査者		調査年月日		整理番号	

（借家・借間）

住所	都府県 郡 市 区 町 村 大字 字 番地			
氏名又は名称		電話番号	局 番(呼)	
続柄	氏名	生年月日	職業	勤務先所在地
世帯主又は法人を代表する者		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

家主氏名		家賃	月 円	権利金敷金	円
借家面積		借間面積	㎡	住居面積	㎡
借家・借間契約年月日	年 月 日	契約期間	年	賃貸借契約書、住民票等の有無	
使用状況	入居日 年 月 日	入居期間	年		
備考	家賃差について、特記すべき事情がある場合は、当該欄に記載する。				

（注） 用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦とする。

様式第 14 号（第 111 条関係）

消　費　税　等　調　査　表

調査者	印	年月日	

都道府県	郡	市	区	町村	大字

調査対象者	住　所	都道府県	郡	市	町村	大字
	氏名又は法人・代表者名				

調査対象物件名・用途	調査対象物件の資産の区分
	□　事業用資産 □　家事共用資産

基準期間	年　月　日　～　年　月　日
前年(個人)又は前事業年度	年　月　日　～　年　月　日

調査・収集した資料	□ 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 □ 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 □ 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」 □ 消費税簡易課税制度選択届出書 □ 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 □ 消費税課税事業者選択届出書 □ 消費税課税事業者選択不適用届出書 □ 消費税課税事業者届出書 □ 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 □ 法人設立届出書 □ 個人事業の開廃業等届出書 □ 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 □ 消費税課税事業者届出書（特定期間用） □ 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書(控)、源泉徴収簿等） □ 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 □ その他の資料

（注）1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４判縦とする。

2　本調査表には、表－１及び表－２を添付すること。

表－1

消費税等相当額補償の要否判定フロー(標準)

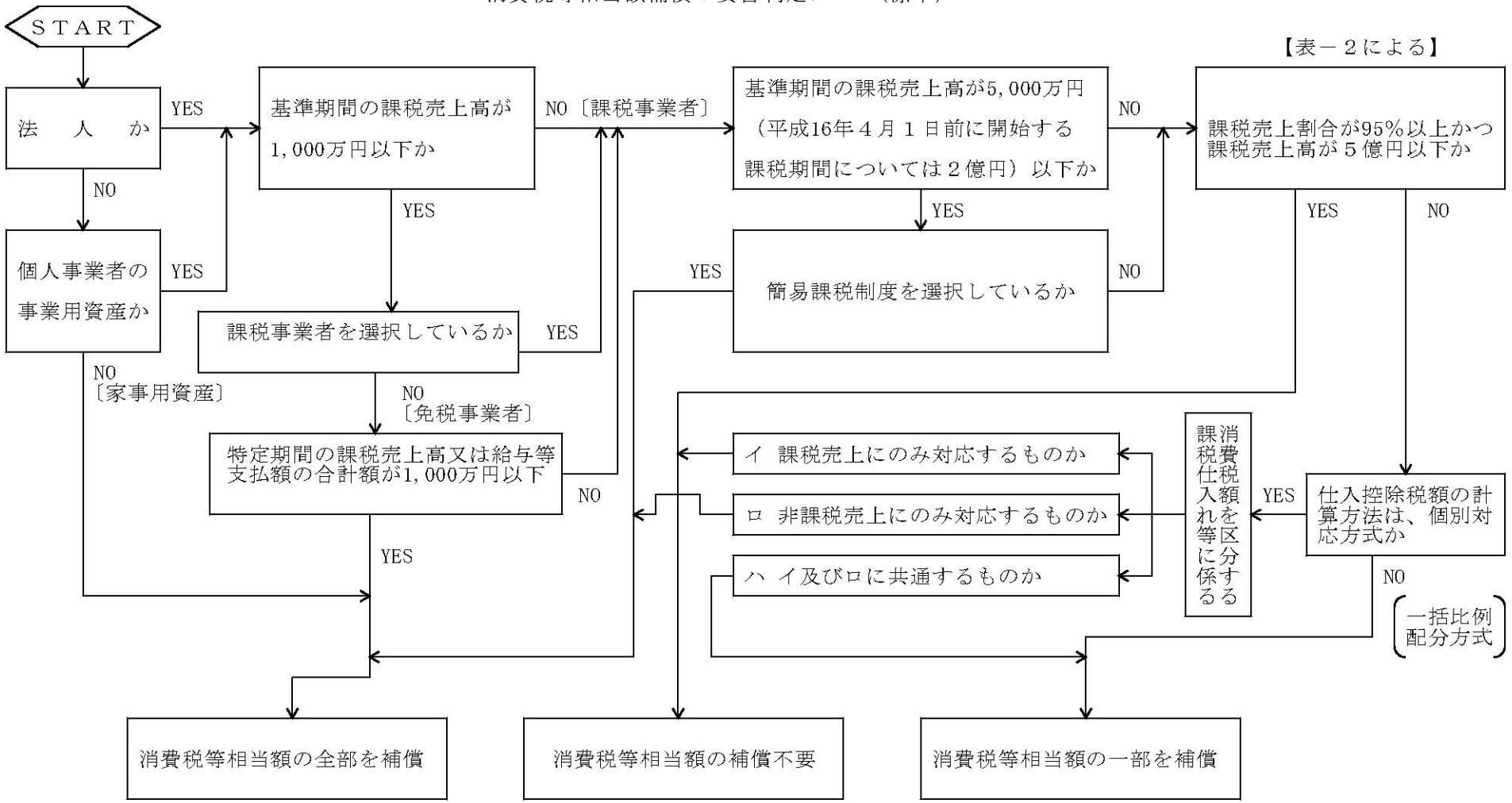

（注）① 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。

② 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。

③ 消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする。

表－2

<table>
<tr><td rowspan="10">本則課税事業者関係</td><td rowspan="2">資　　料</td><td>前年（個人）又は前事業年度の
「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」</td><td>□有（下記へ）
□無</td></tr>
<tr><td>「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認書類」の有無及び承認割合について
※本資料は補償対象物件が共用（課税・非課税資産である場合のみ収集する。</td><td>□有（個別対応方式の共用資産へ）

□無（下記へ）</td></tr>
<tr><td>補　償　用

課税売上割合</td><td colspan="2">① 課税資産の譲渡等の対価の額（税抜き）　　円
② 資産の譲渡等の対価の額（税抜き）　　円
③ 土地買収代金額等
（区分地上権、地役権設定代金を含む）　　円</td></tr>
<tr><td>補償用課税売上割合の算出
①／(②＋③)</td><td colspan="2">①　　円
② 円＋③ 円　＝　％</td></tr>
<tr><td>補償用課税売上割合の率</td><td>補償用課税
売上割合率</td><td>□　９５％以上である
□　９５％未満である（下記へ）</td></tr>
<tr><td>補償用課税売上割合の額</td><td>補償用課税
売上高の額</td><td>□　５億円超えである（下記へ）
□　５億円以下％未満である</td></tr>
<tr><td>採 用 方 式</td><td>前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」</td><td>□　一括比例配分方式を採用している
（一括比例配分方式へ）

□　個別対応方式を採用している
（個別対応方式へ）</td></tr>
<tr><td>個別対応方式</td><td>補償対象物件</td><td>□　イ　課税売上にのみ対応するもの
□　ロ　非課税売上にのみ対応するもの
□　イ及びロに共通するもの（下記へ）</td></tr>
<tr><td>個別対応方式の共用資産</td><td rowspan="2">一部補償</td><td colspan="2">消費税等相当額×（１－補償用課税売上割合又は共用資産の承認割合）
円×（１－０．　　）＝</td></tr>
<tr><td>一括比例配分方式</td><td colspan="2">消費税等相当額×（１－補償用課税売上割合）
円×（１－０．　　）＝</td></tr>
</table>

様式第15号の1（第117条,第125条関係）

企　業　概　要　書

<table>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="5"></td><td rowspan="5">組
織
図</td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>名称及び代表者名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>業　種</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>製造、加工販売等品目</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>原材料、製品及び商品の種類</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>主な仕入先販売先</td><td colspan="5"></td><td rowspan="7">製品等の製造工程流れ図</td><td rowspan="7"></td></tr>
<tr><td>移転工法検討上留意すべき事項</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>敷地面積（A）</td><td>㎡
・</td><td>事業用地面積（B）</td><td>㎡
・</td><td>（B）／（A）</td><td>%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">用途地域等の公法上の規制</td><td>用途地域</td><td>建ぺい率</td><td>容積率</td><td colspan="2">その他</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>特記事項</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

（注）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４判横とす

様式第15号の2（第120条,第126条関係）

移転工法（計画）案検討概要書

項　　目	A　　案	B　　案	C　　案
移転計画の概要（建物、機械設備等の移転方法及び移転期間）			
移転計画の特長（メリット）			
移転計画の問題点（デメリット）			
移転費用概算額			
総　合　判　断			

（注）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４横とする。

様式第 15 号の 3（第 120 条, 第 126 条関係）

移転工法（計画）各案の比較表

項　　目	A　　案	B　　案	C　　案
移転対象建物の範囲及び移転の方法（補償建物の棟数面積、概算額、その他）			
主たる工作物（機械設備等）の移転範囲及び方法（機種名、概算額、その他）			
敷地内の動産（駐車場、緑地、原料、製品等の置場面積）の確保状況			
営業補償等に係るもの（休業する部門補償概算額、その他）			

（注）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４横とする。

様式第 16 号（第 134 条関係）

補　償　説　明　記　録　簿

説明場所				
説明年月日	平成　　年　　月　　日	時　　間	自　　至	
出席者	説明者			
	相手方			
説明内容及び質疑				
特記事項				

総括監督員	主任監督員	監督員	主任担当者	担当技術者	
印	印	印	印	印	

様式第 17 号（第 160 条関係）

土　地　調　書

神奈川県が施行する　　工事のために必要な土地について下記のとおり調書を作成する。

年　月　日

事務所長　　印

調査責任者氏名　　印

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年　月　日　土地所有者住所

氏名又は名称　　印

年　月　日　関係人住所

氏名又は名称　　印

記

県　郡　町　区　市　村　地内

大字	字	地番	公簿		取得し、又は使用しようとする土地		所有権以外の権利のうち用益物権等		所有権以外の権利のうち担保物権等		摘要
			地目	地積	現況地目	面積	種類	権利者の氏名	種類	権利者の氏名	

様式第 18 号（第 160 条関係）

物　件　調　書

神奈川県が施行する　取得／使用　工事のため、移転の対象となる物件について、下記のとおり調書を作成する。

年　月　日

事務所長　印

調査責任者氏名　印

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年　月　日　物件所有者住所

氏名又は名称　印

年　月　日　関係人　住所

氏名又は名称　印

記

県　郡　町　区　市　村　地内

大字	字	地番	種類	形状寸法	単位	数量	所有権以外の権利の種類	関係人の氏名	土地所有者の氏名	移転義務の有無	摘　要

様式第 19 号（第 7 条関係）

年　　月　　日

殿

受注者　住　　所
商号又は氏名　　印
代表者氏名　　印

担当技術者通知書

業務の名称

年　月　日付けで契約締結した上記業務の担当技術者を下記の者に定めましたので、別紙担当技術者経歴書を添えて通知します。

記

担当技術者氏名	担当する補償等業務の名称	備　　考

（注）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦とする。

別紙

担当技術者経歴書

1　氏名及び生年月日

1　現住所

1　最終学歴　　年　月　日　　卒業

1　法令による免許等　　年　月　日　　取得
〔以下列記〕

1　職　　歴　　年　月　日
〔以下列記〕

1　賞　　罰

上記のとおり相違ありません。

年　月　日

本人　　印

（注）職歴については、担当した業務経歴を記入する。

様式第 20 号（第 16 条関係）

用地調査等業務の施行に関する指示票

年　　月　　日

業 務 の 名 称			
指示事項	添付図面　　葉		
		総 括 監 督 員	印
		主 任 監 督 員	印
		監　　督　　員	印
上記事項について指示します。			
上記指示について承諾しました。 年　　月　　日		主 任 担 当 者	印
		担 当 技 術 者	印

（注）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦とする。

様式第 21 号（第 16 条関係）

用地調査等業務の施行に関する承諾書

年　　月　　日

業務の名称	

承諾事項	添付図面　　葉		
		主任担当者	印
		担当技術者	印

上記事項について承諾願います。

上記事項を承諾します。 年　　月　　日	総括監督員	印
	主任監督員	印
	監督員	印

（注）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦とする。

様式第 22 号（第 16 条関係）

用地調査等業務の施行に関する協議書

年　　月　　日

業 務 の 名 称	
協議事項	
摘要	

上記事項について協議します。 年　　月　　日	総括監督員	印	主任担当者	印
	主任監督員	印	担当技術者	印
	監督員	印		

（注）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦とする。

様式第 23 号（第 13 条関係）

打　合　せ　記　録　簿

業務の名称				
打合せ場所				
打合せ年月日	平成　　年　　月　　日（　）	時　　間	自　　至	
出席者	発注者			
	受注者			
打合せ内容及び質疑				
特記事項				

総括監督員	主任監督員	監督員	主任担当者	担当技術者	
印	印	印	印	印	

（注）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦とする。

個人情報の取扱いに関する特記事項

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第１条　受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（適正な管理）

第２条　乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

２　乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

３　乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

（管理責任者等の教育及び研修）

第３条　乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条（受託者等の責務）、第32条及び第33条（罰則）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

（秘密の保持）

第４条　乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

２　乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（収集の制限）

第５条　乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第６条　乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写等の禁止）

第７条　乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還）

第８条　乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2　乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3　乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

（再委託の禁止等）

第９条　乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2　乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

（１）再委託の相手方

（２）再委託を行う業務の内容

（３）再委託で取り扱う個人情報

（４）再委託の期間

（５）再委託が必要な理由

（６）再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

（７）その他甲が必要と認める事項

3　乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4　乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5　乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

（立入調査等）

第10条　甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2　乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

（事故発生時等における報告）

第11条　乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2　乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

（補則）

第12条　乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。